

○「陸上自衛隊で用いる入札及び契約心得並びに標準契約書の制定について（通知）の一部変更について（通知）」陸幕会第59号（30. 1. 19）新旧対比表
 （下線部分は今回改正部分）

新	旧	備考
陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1 陸幕会第420号（27. 3. 26）一部改正 陸幕会第336号（28. 3. 22）一部改正 陸幕会第330号（29. 3. 24）一部改正 <u>陸幕会第 59号（30. 1. 19）全部改正</u>	陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1 陸幕会第420号（27. 3. 26）一部改正 陸幕会第336号（28. 3. 22）一部改正 陸幕会第330号（29. 3. 24）一部改正	
入札及び契約心得	入札及び契約心得	
陸上自衛隊	陸上自衛隊	

新			旧			備考
目次			目次			
まえがき		1	まえがき			頁の追加
第1章	資格の審査	1	第1章	資格の審査		
第2章	公募手続	3	第2章	公募手続		
第3章	公告及び競争入札等	4	第3章	公告及び競争入札等		
第4章	契約の締結等	1 1	第4章	契約の締結等		
第5章	契約の履行	1 3	第5章	契約の履行		
第6章	契約の事故	2 3	第6章	契約の事故		
第7章	支払	2 6	第7章	支払		
第8章	雑則	2 7	第8章	雑則		
第9章	退職者を含む業界関係者との接触について	3 5	第9章	退職者を含む業界関係者との接触について		

新	旧	備考
まえがき 陸上自衛隊の各契約機関で行われる入札、見積合わせ等契約に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令等によって細部が定められておりますので、法令等についてある程度のご理解をもっていたかないと手続きに手違いを生じたり不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないよう基本的事項を記述したのがこの説明書です。 従って、入札、見積合わせ等契約に参加される方は、ここに記述されている事項はすべて承知のうえ参加されるものとして取り扱いますので誤りのないように注意してください。	まえがき 陸上自衛隊の各契約機関で行われる入札、見積合わせ等契約に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令等によって細部が定められておりますので、法令等についてある程度のご理解をもっていたかないと手続きに手違いを生じたり不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないよう基本的事項を記述したのがこの説明書です。 従って、入札、見積合わせ等契約に参加される方は、ここに記述されている事項はすべて承知のうえ参加されるものとして取り扱いますので誤りのないように注意してください。	

新	旧	備考
第1章 資格の審査 1 契約の相手方となる資格 契約の相手方となるためには、<u>競争参加資格審査の申請をし、資格審査を受けた後、有資格者名簿に登録された者でなければなりません。ただし、随意契約による場合は、当該競争参加資格が必要のない場合もあります。</u>	第1章 資格の審査 1 契約の相手方となる資格 契約の相手方となるためには、<u>まず「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」により競争参加資格の申請をして下さい。国の契約事務を行っている機関及び直接総務省のインターネットのサイトにおいても申請を行うことができますが、陸上自衛隊の各契約機関でもこれを受理し総務省統一資格審査事務処理センターに送付し、資格審査が行われます。</u> <u>2 申請書の提出</u> <u>前項の申請は、公示される受付期間内に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」各契約機関に提出してください。ただし、受付期間外であっても申請書を受理しますが、この場合は、入札に間に合わないことがあります。</u> <u>3 申請書の添付書類</u> <u>(1) 申請書の添付書類は、別紙第1のとおりです。</u> <u>別紙第1 主要書類提出等先一覧表</u> <u>(2) 外国事業者が申請する場合の提出書類等</u> <u>ア 申請書の住所欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、本国内に連絡事務所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。</u> <u>イ 履歴事項全部証明書又は身元証明書については、証明書等に代えて当該国の管轄官又は権限のある機関の発行する書面を提出してください。</u> <u>ウ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。</u> <u>エ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合は、申請日現在有効の出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。</u>	契約相手方に必要な資格に関する事項について規定 第1項から第3項までの申請について、第2項として必要最小限の記載とし、最新情報が掲載されているインターネットを参照するよう修正

新	旧	備考
<u>2 競争参加資格審査の申請</u> <u>(1) 申請時期</u> <u>防衛省大臣官房会計課長の公示による3年に1度の定期審査期間内に申請書を提出します。</u> <u>なお、定期審査期間を経過した後であっても、随時申請書を提出することはできますが、この場合、目的の入札に間に合わないことがあります。詳細は、第4号のインターネットホームページでの確認をお願いします。</u> <u>(2) 提出場所</u> <u>第4号のホームページからのインターネットによる提出又は持参、郵送による場合は、最寄りの陸上自衛隊の各契約機関を含む国の契約機関に提出できます。詳細は、第4号のインターネットホームページでの確認をお願いします。</u> <u>(3) 申請書及び添付書類</u> <u>別紙第1「主要書類提出等先一覧表」のとおりですが、詳細は、第4号のインターネットホームページでの確認をお願いします。</u> <u>(4) インターネットホームページ</u> <u>「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」</u> https://www.chotatu.joho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html <u>3 有資格者の通知を受けたのち、申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに前項に準じて変更届を提出して下さい。細部は、前項のインターネットホームページでの確認をお願いします。</u> 4 有資格者名簿への記載及び資格審査の結果の通知 資格審査の結果、有資格者と認められた申請者は、有資格者名簿に記載されるとともに資格審査の結果が「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あて郵送等）されます。 5 資格の有効期間 資格の有効期間は資格決定通知書に記載された期限です。特別の	4 有資格者名簿への記載及び資格審査の結果の通知 資格審査の結果、有資格者と認められた申請者は、有資格者名簿に記載されるとともに資格審査の結果が「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あて郵送等）されます。 5 資格の有効期間 資格の有効期間は資格決定通知書に記載された期限です。特別の	

新	旧	備考
理由により資格の決定が遅れた場合においては、直前の定期審査以降に資格を得た者で引き続き次期の定期審査に係る「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」を提出した競争参加申請者については、前号に規定する有効期限終了後も新たな資格の決定が行われるまでは当該資格は有効とします。 <u>6 資格の取消し等</u> 資格の有効期間であっても次のような方は資格を取り消されることがありますので充分注意してください。 (1) 有資格者名簿に記載された方が次のいずれかに該当すると認められた場合にはその資格を取り消されます。 ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者 イ 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者 ウ 組合を直接又は間接に構成する組合員及び事業者であって、組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者 (2) 有資格者名簿に記載された者が次の各号に該当し、有資格者となることが適当でないと認められた場合にはその資格を取り消すことがあります。 ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しく	理由により資格の決定が遅れた場合においては、直前の定期審査以降に資格を得た者で引き続き次期の定期審査に係る「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」を提出した競争参加申請者については、前号に規定する有効期限終了後も新たな資格の決定が行われるまでは当該資格は有効とします。 <u>6 変更</u> <u>(1) 有資格者の通知を受けたのち、申請書の記載内容に変更があったときは、その都度速やかに「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」を提出して下さい。</u> <u>別紙様式第1－2 競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）・審査結果通知再発行届</u> <u>(2) 申請書の添付書類は、別紙第1のとおりです。</u> <u>別紙第1 主要書類提出等先一覧表</u> <u>7 資格の取消し等</u> 資格の有効期間であっても次のような方は資格を取り消されることがありますので充分注意してください。 (1) 有資格者名簿に記載された方が次のいずれかに該当すると認められた場合にはその資格を取り消されます。 ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者 イ 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者 ウ 組合を直接又は間接に構成する組合員及び事業者であって、組合が受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っている者 (2) 有資格者名簿に記載された者が次の各号に該当し、有資格者となることが適当でないと認められた場合にはその資格を取り消すことがあります。 ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しく	申請の次の項とし、最新情報が掲載されているインターネットを参照するよう修正 項番号繰り上げ

新	旧	備考
は不正の利益を受けるために連合した者 ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者 エ 検査、監督又は原価調査等の職務執行に際しこれを妨げた者 オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者 (3) 前各号の1に該当する事実があつて、資格を取り消されてから2年を経過しない者を契約に際し、代理人、使用人としている者 <u>7</u> その他 有資格者登録申請については、各契約機関にお問い合わせください。	は不正の利益を受けるために連合した者 ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者 エ 検査、監督又は原価調査等の職務執行に際しこれを妨げた者 オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者 (3) 前各号の1に該当する事実があつて、資格を取り消されてから2年を経過しない者を契約に際し、代理人、使用人としている者 <u>8 競争参加資格等に関する届出</u> <u>一般競争入札に参加を希望する者、競争参加資格等に変更を生じる者又は競争参加資格等の更新の申請をする者は、競争参加資格等に関する届出書にそれぞれ必要な書類を添付し、提出してください。</u> <u>別紙様式第2 競争参加資格等に関する届出書</u> <u>別紙様式第3 契約一覧表</u> <u>別紙様式第4－1 委任状（入札等）</u> <u>別紙様式第5 銀行振込依頼書</u> <u>別紙様式第6 コンプライアンス要求事項確認書</u> <u>9</u> その他 有資格者登録申請については、各契約機関にお問い合わせください。	項目の整理を実施 競争参加資格の変更及び更新は、新第3項に記載、また、一般競争に参加を希望する者の提出については、別の章で規定 項番号繰り上げ

新	旧	備考
第2章 公募手続 1 公募手続とは、装備品等の調達要求に先立ち、調達予定品目の契約希望業者を公示して募り、審査して契約履行可能業者を登録することです。 2 必要な資格要件等 (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者 (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）により競争参加資格を有する者 (3) <u>大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から指名停止</u>の措置を受けている期間中の者でないこと (4) その他に製造請負契約、物品売買契約及び役務請負契約等の契約に応じた資格要件細部については、各契約機関に問い合わせてください。 3 公募実施要領 (1) 契約希望募集要項の公示 ア 時期 調達予定品目に基づき、契約希望募集要項を契約年度の前年度の<u>1月中旬頃</u>から公示します。ただし、<u>新規調達品の場合は</u>、発生の都度、随時公示します。 イ 公示場所 各契約機関の掲示版及び陸上自衛隊の<u>ホームページ等</u> (2) 説明会の実施 契約希望募集要項の内容について説明が必要と認められる場合、説明会を実施します。 (3) 公募契約希望申請書の提出 応募する者は契約希望募集要項に基づき、公募契約希望申請書及び必要書類を受付期限内に各契約機関に提出して下さい。この	第2章 公募手続 1 公募手続とは、装備品等の調達要求に先立ち、調達予定品目の契約希望業者を公示して募り、審査して契約履行可能業者を登録することです。 2 必要な資格要件等 (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者 (2) <u>内閣府所管</u>競争参加資格（全省庁統一資格）により競争参加資格を有する者 (3) <u>各契約機関又は防衛省から取引停止等</u>の措置を受けている期間中の者でないこと (4) その他に製造請負契約、物品売買契約及び役務請負契約等の契約に応じた資格要件細部については、各契約機関に問い合わせてください。 3 公募実施要領 (1) 契約希望<u>者</u>募集要項の公示 ア 時期 調達予定品目に基づき、契約希望<u>者</u>募集要項を契約年度の前年度の<u>1月中旬</u>から<u>2月に</u>公示します。ただし、<u>4月以降は</u>、<u>新規調達品が</u>発生の都度、随時追加公示します。 イ 公示場所 各契約機関の掲示版、<u>調達情報閲覧所</u>及び陸上自衛隊の<u>ホームページ</u> (2) 説明会の実施 契約希望<u>者</u>募集要項の内容について説明が必要と認められる場合、説明会を実施します。 (3) 公募契約希望申請書の提出 応募する者は契約希望<u>者</u>募集要項に基づき、公募契約希望申請書及び必要書類を受付期限内に各契約機関に提出して下さい。こ	誤記修正 陸上自衛隊の部隊が指名停止の効力を受ける指名停止権者に修正 誤記修正 誤記修正 2月までと限定せず、随時公示できるように修正。また、新規の場合でも3月中に公示する場合も考えられるため4月以降を削除 調達情報閲覧所が無い場合もあるので「等」に修正 誤記修正 誤記修正

新	旧	備考
第3章 公告及び競争入札等 1 公告 一般競争による場合は、<u>次に掲げる事項を記載した公告が</u>、入札期日の前日から起算して少なくとも10日（緊急の場合は5日）前までに、<u>各契約機関の掲示版及び陸上自衛隊のホームページ等に掲示</u>します。 (1) 競争入札に付する事項 (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) <u>適用する契約条項</u> (4) 説明会及び入札を行う場所及び日時 (5) 入札（契約）保証金に関する事項 (6) その他必要な事項 2 入札説明会 入札説明会は原則として実施しません。ただし、入札に付する品目、規格が特殊なもの又は契約に関し品目規格等書面のみでは誤解が生じやすい場合将来にわたって誤解を生じないようにすることを目的として入札前に実施する場合があります。従って、入札説明会が実施される場合はなるべく説明会に出席して疑問点を解明し、見解を統一するよう心掛けてください。この場合、説明会に参加しなかったあるいは説明事項を聞き漏らしたこと等による損害はすべて契約を締結された方々の負担となりますので、注意してください。 3 同等品で入札に参加する場合について 同等品で入札を行おうとする場合には、指示された時期までに同等品確認判定依頼書を提出して官側の承認を得てください。 別紙様式第4 同等品判定依頼書 4 入札保証金（納付免除の場合を除く。） 入札保証金は、<u>相手方の見積る契約金額</u>の100分の5以上の額	第3章 公告及び競争入札等 1 公告 一般競争による場合は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日（緊急の場合は5日）前までに<u>適当と思われる場所</u>に公告します。<u>そのほか、陸上自衛隊のホームページにも掲載しています。</u> (1) 競争入札<u>及び公募</u>に付する事項 (2) 競争<u>及び公募</u>に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) 説明会及び入札を行う場所及び日時 (4) 入札（契約）保証金に関する事項 (5) <u>資料の信頼性確保に関する特約条項の記載</u> (6) その他必要な事項 2 入札説明会 入札説明会は原則として実施しません。ただし、入札に付する品目、規格が特殊なもの又は契約に関し品目規格等書面のみでは誤解が生じやすい場合将来にわたって誤解を生じないようにすることを目的として入札前に実施する場合があります。従って、入札説明会が実施される場合はなるべく説明会に出席して疑問点を解明し、見解を統一するよう心掛けてください。この場合、説明会に参加しなかったあるいは説明事項を聞き漏らしたこと等による損害はすべて契約を締結された方々の負担となりますので、注意してください。 3 同等品で入札に参加する場合について 同等品で入札を行おうとする場合には、指示された時期までに同等品確認判定依頼書を提出して官側の承認を得てください。 別紙様式第8 同等品判定依頼書 4 入札保証金（納付免除の場合を除く。） 入札保証金は、<u>入札見積金額</u>の100分の5以上の額を入札開始	「適当と思われる場所」の表現を具体的に表現、公告に記載する各号の位置づけを明確化 公告なので「及び公募」は削除 公告に記載しなければならない主なものに修正 項番号繰り上げ 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 会計法第29条の4との整合

新	旧	備考
を入札開始までに納付してください。保証金は原則として現金としますが、現金以外の場合は事前に調整してください。落札した方が契約を結ばないときは、納付された入札保証金は国庫に帰属します。 別紙様式第 <u>5-1</u> 保管金提出書 別紙様式第 <u>5-2</u> 保管金受領書 別紙様式第 <u>5-3</u> 保管金振込書、保管金受領収証書 別紙様式第 <u>6-1</u> 保険証券提出書 別紙様式第 <u>6-2</u> 保険証券受領証書 別紙様式第 <u>7-1</u> 保証事項に関する届出 別紙様式第 <u>7-2</u> 契約保証金等に関する委任状 別紙様式第 <u>7-3</u> 契約保証金支払に関する連帯保証状 5 市場価格調査の協力依頼 <u>予定価格算定のため、契約担当官等から見積資料等の提出依頼があった場合は、指定日時までに提出して下さい。</u>また、輸入品契約においては、海外製造業者の<u>見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）</u>の写しを添付のうえ提出してください。ただし、海外製造業者のクォーテーションの写しが提出できない場合で、第8章第3項第3号ウ、エに該当する場合は、流通業者のクォーテーションの写し及びその内容の妥当性を他の手段により証明した資料を添付のうえ提出してください。 6 入札等に当たっての誓約事項 入札者又は随意契約の相手方になろうとする者（以下「入札者等」という。）は、入札書又は見積書の提出に当たっては、暴力団排除に関する誓約をして下さい。 この際、入札書又は見積書には、別紙様式第 <u>8</u> に示すとおり誓約事項を誓約している旨を記載してください。 別紙第2 暴力団排除に関する誓約事項 別紙様式第 <u>8</u> 入札書・見積書	までに納付してください。保証金は原則として現金としますが、現金以外の場合は事前に調整してください。落札した方が契約を結ばないときは、納付された入札保証金は国庫に帰属します。 別紙様式第 <u>9-1</u> 保管金提出書 別紙様式第 <u>9-2</u> 保管金受領書 別紙様式第 <u>9-3</u> 保管金振込書、保管金受領収証書 別紙様式第 <u>10-1</u> 保険証券提出書 別紙様式第 <u>10-2</u> 保険証券受領証書 別紙様式第 <u>11-1</u> 保証事項に関する届出 別紙様式第 <u>11-2</u> 契約保証金等に関する委任状 別紙様式第 <u>11-3</u> 契約保証金支払に関する連帯保証状 5 市場価格調査の協力依頼 <u>入札に参加される場合、あるいは、契約担当官等から見積依頼を受けた場合は、原価計算担当者が示す期日又は見積提出期限までに予定価格算定のための見積書又は原価資料を提出してください。</u>また、輸入品契約においては、海外製造業者の<u>クォーテーション</u>の写しを添付のうえ提出してください。ただし、海外製造業者のクォーテーションの写しが提出できない場合で、第8章第3項第3号ウ、エに該当する場合は、流通業者のクォーテーションの写し及びその内容の妥当性を他の手段により証明した資料を添付のうえ提出してください。 6 入札等に当たっての誓約事項 入札者又は随意契約の相手方になろうとする者（以下「入札者等」という。）は、入札書又は見積書の提出に当たっては、暴力団排除に関する誓約をして下さい。 この際、入札書又は見積書には、別紙様式第 <u>12</u> に示すとおり誓約事項を誓約している旨を記載してください。 別紙第2 暴力団排除に関する誓約事項 別紙様式第 <u>12</u> 入札書・見積書	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 表現を端的に修正 第8章3(3)アで同義語の解説がされているが、本条文が同義語の初出であるため解説を移動する 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
(1) 誓約を拒否する場合の措置 誓約事項を拒否する入札者等があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものと致します。 (2) 入札無効等の措置 入札者等が誓約した誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書又は見積書は無効と致します。 (3) その他 本誓約事項は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合の契約を除き、全ての契約を対象としております。 7 入札前提 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として入札書を提出してください。 8 入札、<u>開札</u>及び落札者の決定 (1) 入札者は、<u>資格審査結果通知書の写しを提出し、入札担当職員の指示に従って、入札を実施してください。</u> 別紙様式第8 入札書・見積書 (2) 入札者は、次の事項を厳守して所定の日時、場所において入札してください。 <u>ア</u> 入札日時に遅れたときは、原則として入札に参加することはできません。 <u>イ</u> 入札保証金の納付を指定した場合には、入札に先立って納付しないと入札に参加することはできません。 <u>ウ</u> 一旦提出された入札書（郵便等で提出されたものも含む。）の引換え、変更又は取消しはできません。 <u>エ</u> <u>代理人が入札に参加する場合は、委任状を入札に先立って提出しなければなりません。</u> <u>オ</u> 入札日以前に入札書を直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目になつ印し、その封筒の表に氏名	(1) 誓約を拒否する場合の措置 誓約事項を拒否する入札者等があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものと致します。 (2) 入札無効等の措置 入札者等が誓約した誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書又は見積書は無効と致します。 (3) その他 本誓約事項は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等に基づく場合の契約を除き、全ての契約を対象としております。 7 入札前提 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として入札書を提出してください。 8 入札及び落札者の決定 (1) 入札者は、入札担当職員の指示に従って入札書を提出してください。 別紙様式第12 入札書・見積書 (2) 入札者は、次の事項を厳守して所定の日時、場所において入札してください。 <u>ア</u> 一旦提出された入札書（郵便等で提出されたものも含む。）の引換え、変更又は取消しはできません。 <u>イ</u> 入札日時に遅れたときは、原則として入札に参加することはできません。 <u>ウ</u> 入札保証金の納付を指定した場合には、入札に先立って納付しないと入札に参加することはできません。 エ 入札日以前に入札書を直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目になつ印し、その封筒の表に氏名	変更 開札についても規定しているため 資格審査結果通知書の提出を規定 入札書の提出は第4号で規定 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 手続きを時系列に記載することにより理解を容易にするため 委任状について規定 項番号繰り下げ

新	旧	備考
(法人の場合は、その名称又は商号) 及び「〇月〇日〇時〇分開札 (件名・入札書在中)」と朱書して入札開始日の前日 <u>(前日が休日又は休養日の場合は、その前日) 17時00分 (ただし、公告等により特に示した場合はその日時)</u> までに提出してください。 <u>カ</u> 郵便 (配達証明のものに限る。) 等により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつ印し、その封筒の表に氏名 (法人の場合は、その名称又は商号) 及び「〇月〇日〇時〇分開札 (件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札開始日の前日 (前日が休日又は休養日の場合は、その前日) 17時00分 (ただし、公告等により特に示した場合はその日時) までに必着となるよう送達してください。また、送付した旨<u>契約担当官等</u>まで通知願います。 <u>キ</u> 電報、ファクシミリ、電話その他の方法により入札に参加することはできません。 (3) 次のいずれかに該当する入札は無効入札となるので、入札前に入札書記載事項等をよく確認してください。 ア 入札が民法の規定により無効とされるものである場合 イ 有資格者でない者が入札を行った場合 ウ <u>入札保証金納付額が所定の額に達しない場合</u> <u>エ</u> 入札書に記名押印がない場合又は品名、数量、金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている場合 <u>オ</u> 入札書の金額数字が不鮮明な場合 <u>カ</u> <u>同一の入札について2通以上の入札書を提出した場合</u> <u>キ</u> <u>二重代理による入札を行った場合</u> <u>ク</u> 委任状を持参しない代理人のした入札 <u>ケ</u> その他入札条件に違反したとき 別紙様式第 <u>2-1</u> 委任状 (入札等)	(法人の場合は、その名称又は商号) 及び「〇月〇日〇時〇分開札 (件名・入札書在中)」と朱書して入札開始日の前日 17時00分 <u>(前日が休日又は休養日の場合は、その前日) までに提出してください。</u> オ 郵便 (配達証明のものに限る。) 等により入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつ印し、その封筒の表に氏名 (法人の場合は、その名称又は商号) 及び「〇月〇日〇時〇分開札 (件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札開始日の前日 (前日が休日又は休養日の場合は、その前日) 17時00分 (ただし、公告等により特に示した場合はその日時) までに必着となるよう送達してください。また、送付した旨<u>契約担当者</u>まで通知願います。 カ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法により入札に参加することはできません。 (3) 次のいずれかに該当する入札は無効入札となるので、入札前に入札書記載事項等をよく確認してください。 ア 入札が民法の規定により無効とされるものである場合 イ 有資格者でない者が入札を行った場合 <u>ウ</u> 入札書に記名押印がない場合又は品名、数量、金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている場合 エ 入札書の金額数字が不鮮明な場合 <u>オ</u> <u>他の入札者の代理人を兼ねた者の入札</u> <u>カ</u> <u>二人以上の入札者の代理をした者の入札</u> キ 委任状を持参しない代理人のした入札 ク その他入札条件に違反したとき 別紙様式第 <u>4-1</u> 委任状 (入札等)	入札時間等により、提出時間を公告で示した場合、公告で示した時間が優先されることを明確にするため 項番号繰り下げ 契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する 項番号繰り下げ 主な入札無効の場合の追記 項番号繰り下げ 項番号繰り下げ 主な入札無効の場合の追記 オとカをキとしてまとめた 項番号繰り下げ 項番号繰り下げ 本文の改正に伴う別紙様式番号の

新	旧	備考
別紙様式第<u>8</u> 入札書・見積書 (4) <u>入札及び開札</u> <u>ア 入札は、入札箱に投函（郵便入札含む）することにより行います。</u> <u>イ 開札は、入札が終了した場合、直ちに入札者の立ち会いのもとに行われます。この場合において入札担当職員により無効入札の有無等が告げられ、次に掲げる措置がとられます。</u> <u>(7) (5) アの規定により落札者を決定した場合には、落札者名及びその入札金額を告げます。</u> <u>(4) (5) イの規定により最低価格入札者を落札者としないうことについて調査する必要がある場合には、最低入札金額を告げた後に、調査の上落札者を決定する旨及び落札者を決定したときは、別途通知する旨を告げます。</u> <u>(9) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とします。</u> <u>(エ) 落札者がいない場合には、最低入札金額を読み上げた後、再度の入札を行う旨を告げ、引き続き入札を行います。</u> (5) 落札者の決定 <u>ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低（売払いの場合は最高）の入札金額の入札者を落札者とします。同価の入札者があつたときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合、入札者がくじを引かないときは入札に関係ない職員が代わってくじを引き落札者を決定します。</u> <u>イ 最低価格入札者を落札者としないう場合</u> 予定価格が1千万円を超える工事及び製造その他についての請負契約の場合において、次の各号の一に該当する場合は、最低価格の入札金額であっても落札者としないう場合があります。<u>また、該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければなりません。</u> (7) 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その	別紙様式第<u>1 2</u> 入札書・見積書 (4) 開札 開札は、入札終了後直ちに入札者の立会のもとに行います。 (5) 落札者の決定 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低（売払いの場合は最高）の入札金額の入札者を落札者とします。同価の入札者があつたときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合、入札者がくじを引かないときは入札に関係ない職員が代わってくじを引き落札者を決定します。<u>落札者がいないときは再度の入札を行い落札者を決定します。</u>	変更 入札及び開札について、細部要領を記載し相手方に周知する 項番号追加 落札の決定方法ではないので削除 (9)は落札者の決定に関することなのでこの号に含める 低入札調査への協力について規定

新	旧	備考
入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。 (イ) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって、著しく不相当であると認められる場合。 (6) 入札が不調の場合 <u>入札を行っても落札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、次の各号に掲げるいずれかの措置をとる旨を告げ、当該措置がとられます。</u> <u>ア 引き続き入札を実施する。</u> <u>イ 低価の入札者から順次随意契約の相手方として商議を実施する。</u> <u>ウ 再度公告又は指名通知により改めて入札を実施する。</u> (7) 落札者が契約を結ばない場合 落札者が契約を結ばない場合は、再度公告<u>若しくは指名通知による入札を実施するか、又は低価（売払の場合は高価）の入札者から順次</u>随意契約の相手方として商議を実施することとなります。 (8) 契約を結ばない落札者の取扱い 契約を結ばない落札者については、納付した入札保証金は国庫に帰属します。また入札保証金の納付を免除した場合は<u>入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）</u>の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をするほか、指名競争契約の参加対象等について制限を行うことがあります。	(6) 入札が不調の場合 <u>再度の入札を実施しても落札者がいないときは、再度公告による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約によることとなります。</u> (7) 落札者が契約を結ばない場合 落札者が契約を結ばない場合は、再度公告<u>による一般競争契約又は指名競争契約を実施します。その際に予定価格の範囲内の入札がなく落札者が決定しない場合には、入札に参加した者のうち、低価（売払の場合は最高の価格）の入札者から</u>随意契約の相手方として商議等を実施することとなります。 (8) 契約を結ばない落札者の取扱い 契約を結ばない落札者については、納付した入札保証金は国庫に帰属します。また入札保証金の納付を免除した場合は<u>落札金額の100分の5の金額の損害賠償の請求をするほか、指名競争契約の参加対象等について制限を行うことがあります。</u> <u>(9) 最低価格入札者を落札者とししない場合</u> <u>予定価格が1千万円を超える工事及び製造その他についての請負契約の場合において、次の各号の一に該当する場合は、最低価格の入札金額であっても落札者とししない場合があります。</u>	原則2回だが、3回目も無いとは限らない等のため修正 予定価格の範囲内の入札者があった場合でも、随契移行があるため表現を修正 落札金額が税込みとの規定がないため明確化 落札者の決定に関することなので(5)に含める

新	旧	備考
9 指名競争 (1) 指名競争は、原則として「全省庁統一般競争（指名競争）参加資格者名簿（物品製造等）」に登録された方々から指名し、「入札通知書」により入札をお願いすることになります。指名辞退者は各契約機関へ申し出て下さい。 (2) 指名競争における入札手続等はすべて一般競争の場合と同じです。 別紙様式第<u>8</u> 入札書・見積書 10 随意契約 原則として、一般競争契約によることとされていますが、公募の結果、要件を満たす者が1者の場合又は契約金額が少額その他の理由により随意契約とすることがあります。 (1) 随意契約の事務手続等 ア 随意契約は見積書を提出していただき、これに基づき商議を行います。 別紙様式第<u>8</u> 入札書・見積書 イ 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として見積書を提出してください。 ウ 同等品で見積りをしようとする場合には、指示された時期までに同等品判定依頼書を提出して官側の承認を得て下さい。 別紙様式第<u>4</u> 同等品判定依頼書 エ 見積書の提出は、「見積依頼書」に示された提出期限までに必着するように提出して下さい。提出期限以降の到着は無効となります。	<u>ア 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。</u> <u>イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合。</u> 9 指名競争 (1) 指名競争は、原則として「全省庁統一般競争（指名競争）参加資格者名簿（物品製造等）」に登録された方々から指名し、「入札通知書」により入札をお願いすることになります。指名辞退者は各契約機関へ申し出て下さい。 (2) 指名競争における入札手続等はすべて一般競争の場合と同じです。 別紙様式第<u>1 2</u> 入札書・見積書 10 随意契約 原則として、一般競争契約によることとされていますが、公募の結果、要件を満たす者が1者の場合又は契約金額が少額その他の理由により随意契約とすることがあります。 (1) 随意契約の事務手続等 ア 随意契約は見積書を提出していただき、これに基づき商議を行います。 別紙様式第<u>1 2</u> 入札書・見積書 イ 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入として見積書を提出してください。 ウ 同等品で見積りをしようとする場合には、指示された時期までに同等品判定依頼書を提出して官側の承認を得て下さい。 別紙様式第<u>8</u> 同等品判定依頼書 エ 見積書の提出は、「見積依頼書」に示された提出期限までに必着するように提出して下さい。提出期限以降の到着は無効となります。	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
別紙様式第<u>8</u> 入札書・見積書 オ 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付しても落札者がなく、随意契約とする場合も上記同様です。 (2) 1者随意契約の協力依頼 調達品の特性等から特定の方と単独で契約を締結せざるを得ない1者随意契約の場合、特に次の点に留意して契約の早期から円滑な締結に積極的に協力して下さい。 ア 予定価格算定のため、<u>契約担当官等</u>が原価資料等の提出を依頼した場合は、必ず指定期限までに原価資料等を提出して下さい。概算契約で契約履行後精算するために必要な根拠資料も同様です。 イ 原価等の調査に協力して下さい。特に高額契約又は契約回数が多い企業については、社内就業規定、原価計算規則等価格算定上必要とする資料の提出、提示をお願いし、価格等の調査をさせていただきます。 (3) 特定の随意契約における常続的公示 ア 特定の調達に係る契約への新規参加者が存在しないことの常続的な確認は、各契約機関の揭示版、調達情報閲覧所及びホームページ等において掲載しております。掲載内容は特定調達の種類、対象契約一覧表などとなっております。 イ 新規参加を希望する場合は、随意契約への新規参加申込書に必要な添付書類を添えて各契約機関までお申し出ください。 別紙様式第<u>9</u> 随意契約への新規参加申込書 ウ 新規参加を希望する者からの申込みがあり、当該申込みを審査した結果、当該契約への新規参加者として適正であると判定した場合につきましては、当該判定した後の最初の締結に当たり、当初の選定相手方と新規参加者による指名競争入札を行います。 なお、当該申込みを審査した結果、当該契約への新規参加者として不適正であると判定した場合につきましては、その旨及	別紙様式第<u>1 2</u> 入札書・見積書 オ 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札に付しても落札者がなく、随意契約とする場合も上記同様です。 (2) 1者随意契約の協力依頼 調達品の特性等から特定の方と単独で契約を締結せざるを得ない1者随意契約の場合、特に次の点に留意して契約の早期から円滑な締結に積極的に協力して下さい。 ア 予定価格算定のため、<u>契約担当者</u>が原価資料等の提出を依頼した場合は、必ず指定期限までに原価資料等を提出して下さい。概算契約で契約履行後精算するために必要な根拠資料も同様です。 イ 原価等の調査に協力して下さい。特に高額契約又は契約回数が多い企業については、社内就業規定、原価計算規則等価格算定上必要とする資料の提出、提示をお願いし、価格等の調査をさせていただきます。 (3) 特定の随意契約における常続的公示 ア 特定の調達に係る契約への新規参加者が存在しないことの常続的な確認は、各契約機関の揭示版、調達情報閲覧所及びホームページ等において掲載しております。掲載内容は特定調達の種類、対象契約一覧表などとなっております。 イ 新規参加を希望する場合は、随意契約への新規参加申込書に必要な添付書類を添えて各契約機関までお申し出ください。 別紙様式第<u>1 3</u> 随意契約への新規参加申込書 ウ 新規参加を希望する者からの申込みがあり、当該申込みを審査した結果、当該契約への新規参加者として適正であると判定した場合につきましては、当該判定した後の最初の締結に当たり、当初の選定相手方と新規参加者による指名競争入札を行います。 なお、当該申込みを審査した結果、当該契約への新規参加者として不適正であると判定した場合につきましては、その旨及	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
び不適正の理由について当該申込者に対し通知致します。 エ 常続的公示についての問い合わせは、各契約機関で承ります。 11 契約の相手方の選定 (1) 指名競争契約又は随意契約においては、原則として全省庁統一一般競争（指名競争）参加名簿（物品製造等）の中から適当と思われる方を選定することとなります。ただし、他の条件で示す以外で、正当な理由なく制度調査を拒んだときは、その後の指名競争契約又は随意契約の相手方としないことがあります。各契約機関としては次の基準により選定します。 ア 工業所有権を有する者又はその代理店 イ メーカー、又はこの代理店で資産、信用度が良好でありかつ過去の契約納入実績が良好な者 ウ 契約締結、納入について常に積極的であり、かつ誠意のある者 (2) 一般競争契約においても、一般競争契約参加資格のほか、前項を基準とし、基準を充たさない場合は、競争参加をご遠慮願います。 12 指名停止等の基本的事項 防衛省等から指名停止の措置を受けている期間中の者についての基本的事項を定めます。 (1) 大臣官房衛生監、<u>防衛政策局長、防衛装備庁長官</u>又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者は各契約機関で実施される競争入札に参加することができません。 (2) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者は<u>各契約機関</u>で実施される競争入札に参加することができません。 ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定	び不適正の理由について当該申込者に対し通知致します。 エ 常続的公示についての問い合わせは、各契約機関で承ります。 11 契約の相手方の選定 (1) 指名競争契約又は随意契約においては、原則として全省庁統一一般競争（指名競争）参加名簿（物品製造等）の中から適当と思われる方を選定することとなります。ただし、他の条件で示す以外で、正当な理由なく制度調査を拒んだときは、その後の指名競争契約又は随意契約の相手方としないことがあります。各契約機関としては次の基準により選定します。 ア 工業所有権を有する者又はその代理店 イ メーカー、又はこの代理店で資産、信用度が良好でありかつ過去の契約納入実績が良好な者 ウ 契約締結、納入について常に積極的であり、かつ誠意のある者 (2) 一般競争契約においても、一般競争契約参加資格のほか、前項を基準とし、基準を充たさない場合は、競争参加をご遠慮願います。 12 指名停止等の基本的事項 防衛省等から指名停止の措置を受けている期間中の者についての基本的事項を定めます。 (1) 大臣官房衛生監、<u>運用企画局長、経理装備局長</u>又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者は各契約機関で実施される競争入札に参加することができません。 (2) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者は<u>補給処等</u>で実施される競争入札に参加することができません。 ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定	誤記修正 第3章 11(1) との整合を図る

新	旧	備考
める基準のいずれかに該当する場合をいう。 ア 資本関係がある場合 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。 (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係にある場合 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合ウア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合 (3) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるも	める基準のいずれかに該当する場合をいう。 ア 資本関係がある場合 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。 (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係にある場合 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。 (イ) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合ウア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合 (3) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるも	

新	旧	備考
のを除く。)については、認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	のを除く。)については、認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。	

新	旧	備考
第4章 契約の締結等 1 契約の確定時期 契約は前述のとおり原則として予定価格の制限の範囲内において最低（売払いの場合は最高）の価格で入札（見積）された方と締結することとなります。そして、契約の確定時期は双方が契約書に記名押印したときとなります。 2 契約書の作成 (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。<u>なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、納付した入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合は、落札金額の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。</u> (2) 基本的にはすべての契約について、契約書の作成をお願いします。 ア 契約書は次に掲げるとおりとし、その部数は2部とする。ただし、<u>構成書類については、双方の協議で変更することも可能とする。</u> (イ) 契約書表紙 (イ) 契約条項 契約条項は基本契約条項、特約条項及び特別条項がある。 (ウ) 委任状 (エ) 仕様書等 (オ) その他必要な書類	第4章 契約の締結等 1 契約の確定時期 契約は前述のとおり原則として予定価格の制限の範囲内において最低（売払いの場合は最高）の価格で入札（見積）された方と締結することとなります。そして、契約の確定時期は双方が契約書に記名押印したときとなります。 2 契約書の作成 (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。<u>ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。</u> (2) 基本的にはすべての契約について、契約書の作成をお願いします。 ア 契約書は次に掲げるとおりとし、その部数は<u>正本2部、副本2部及び写し指定部数</u>とする。ただし、<u>特に指示した場合には、その部数による。</u> (イ) 契約書表紙 (イ) 契約条項 契約条項は基本契約条項、特約条項及び特別条項がある。 (ウ) 委任状 (エ) 仕様書等 (オ) その他必要な書類	入札決定後の紛争防止のため、契約を結ばない落札者に対する処置要領を明記した。 契約書の部数については、会計検査院提出用の1部及び契約相手方控え用の1部の計2部とし、契約書に含める構成書類（基本条項や委任状など）については双方の協議により決定するものとする。

新	旧	備考
イ <u>作成要領</u> <u>所定欄に記名押印するとともに、2頁以上の契約書の場合は契印を押印する。この際、1部については印紙税法に定める印紙を貼付け、消印しなければならない。</u> 削除 削除 (3) 契約書作成時、以下の特約条項は、各条件に該当した場合、必ず契約書に付すこととなります。 ア 全契約に付すもの (7) 談合等の不正行為に関する特約条項 (4) 暴力団排除に関する特約条項 イ 原価計算方式によって予定価格を算定している場合 (7) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (4) インセンティブ契約制度に関する特約条項（ただし、調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。） ウ 原価監査を実施する契約の場合 原価監査付契約に関する特約条項 エ 輸入品等に関する契約の場合 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項 3 標準契約書等 契約書は、契約の内容によって必ずしも同一では<u>ありません</u>が、取扱う契約のほとんどに適用しうる「標準契約書」を作成し事	イ <u>正本</u> <u>契約書の正本はア項(7)から(ウ)の全ての書類を綴り合せ袋とじとし、背表紙継目に契印のうえ、所定欄に記名押印したものとする。この場合、1部については印紙税法に定める印紙を貼付け、消印しなければならない。</u> ウ <u>副本</u> <u>契約書の副本は、ア項(7)から(ウ)の全ての書類を綴り合せ所定欄に記名したものとする。</u> エ <u>写し</u> <u>契約書の写しは、契約書の表紙及び契約担当官等が指定した書類を綴り合せ所定欄に記名したものとする。</u> (3) 契約書作成時、以下の特約条項は、各条件に該当した場合、必ず契約書に付すこととなります。 ア 全契約に付すもの (7) 談合等の不正行為に関する特約条項 (4) 暴力団排除に関する特約条項 イ 原価計算方式によって予定価格を算定している場合 (7) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (4) インセンティブ契約制度に関する特約条項（ただし、調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。） ウ 原価監査を実施する契約の場合 原価監査付契約に関する特約条項 エ 輸入品等に関する契約の場合 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項 3 標準契約書等 契約書は、契約の内容によって必ずしも同一では<u>ないのですが</u>、取扱う契約のほとんどに適用しうる「標準契約書」を作成し事務の	契約書作成要領を明記した。 副本の提出はないため削除する。 写しの提出はないため削除する。 表現を適切なものに改める

新	旧	備考
務の簡素化を図っています。特に契約の内容が特殊なもの以外は標準契約書を使用していただきます。標準契約書は<u>事務室等</u>に備え付けてあります。<u>また、電子データが陸上自衛隊のホームページに掲載されています。</u> 4 契約保証金 公告又は入札通知書若しくは見積依頼通知書により契約保証金の納付を免除している場合を除き契約相手方は落札又は商議成立後速やかに契約保証金を納付してください。契約保証金の額は契約金額の100分の10以上で原則として現金としますが現金以外の場合は事前に調整して下さい。契約上の義務を履行されないときは、納付された保証金はお返ししません。 別紙様式第<u>5-1</u> 保管金提出書 別紙様式第<u>5-2</u> 保管金受領書 別紙様式第<u>5-3</u> 保管金振込書、保管金領収証書 別紙様式第<u>6-1</u> 保険証券提出書 別紙様式第<u>6-2</u> 保険証券受領証書 別紙様式第<u>7-1</u> 保証事項に関する届出 別紙様式第<u>7-2</u> 契約保証金等に関する委任状 別紙様式第<u>7-3</u> 契約保証金支払に関する連帯保証状 5 前金払 前金払<u>がある</u>場合には、前金払及び必要な書類を添付して、支払いを受けようとする日の50日前までに提出してください。 別紙様式第<u>10-1</u> 前金払申請書 別紙様式第<u>10-2</u> 前金払担保提出書 別紙様式第<u>10-3</u> 前金払担保提供免除申請書 別紙様式第<u>10-4</u> 前金払使途明細書 別紙様式第<u>10-5</u> 前金払担保受領書 6 部分払 (1) 部分払を希望する場合には、協議のうえ契約書作成以前に部分払適用申請書を提出して<u>契約担当官等</u>の承認を得て、部分払に関	簡素化を図っています。特に契約の内容が特殊なもの以外は標準契約書を使用していただきます。標準契約書は<u>入札室等</u>に備え付けてあります。 4 契約保証金 公告又は入札通知書若しくは見積依頼通知書により契約保証金の納付を免除している場合を除き契約相手方は落札又は商議成立後速やかに契約保証金を納付してください。契約保証金の額は契約金額の100分の10以上で原則として現金としますが現金以外の場合は事前に調整して下さい。契約上の義務を履行されないときは、納付された保証金はお返ししません。 別紙様式第<u>9-1</u> 保管金提出書 別紙様式第<u>9-2</u> 保管金受領書 別紙様式第<u>9-3</u> 保管金振込書、保管金領収証書 別紙様式第<u>10-1</u> 保険証券提出書 別紙様式第<u>10-2</u> 保険証券受領証書 別紙様式第<u>11-1</u> 保証事項に関する届出 別紙様式第<u>11-2</u> 契約保証金等に関する委任状 別紙様式第<u>11-3</u> 契約保証金支払に関する連帯保証状 5 前金払 前金払<u>を希望する</u>場合には、前金払及び必要な書類を添付して、支払いを受けようとする日の50日前までに提出してください。 別紙様式第<u>14-1</u> 前金払申請書 別紙様式第<u>14-2</u> 前金払担保提出書 別紙様式第<u>14-3</u> 前金払担保提供免除申請書 別紙様式第<u>14-4</u> 前金払使途明細書 別紙様式第<u>14-5</u> 前金払担保受領書 6 部分払 (1) 部分払を希望する場合には、協議のうえ契約書作成以前に部分払適用申請書を提出して<u>担当官</u>の承認を得て、部分払に関する特	平素から入札室（又は臨時に入札室として使用する会議室等）が業者等の部外者に開放されているとは限らず、来訪した業者等に対し当該資料を公開する場としては事務室（又は商議スペース等）が適当であるため 標準契約書の電子データがホームページに掲載されていることを明示し、業者が契約書等を作成するうえでの利便性を図る 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 前金払いが希望をすれば支払いを受けられると誤認されるため修正 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約行為に関する官側の担当者の

新	旧	備考
する特約条項を付すものとします。 (2) 部分払に応ずる契約金額は、原則として<u>1千5百万円</u>以上の契約とします。ただし、<u>1千5百万円</u>未満の場合で特別な理由がある場合には、<u>契約担当官等</u>に申し出てください。 (3) 部分払は、分割して納入することとなっている場合とします。 (4) 概算契約における部分払の割合は、納入既済部分の80%を限度とします。ただし、請求金額が履行完了部分の80%以内であることの確認を行います。 (5) 部分払の回数は、契約内容を勘案し定めます。 別紙様式第<u>11</u> 部分払適用申請書	約条項を付すものとします。 (2) 部分払に応ずる契約金額は、原則として<u>1,500万円</u>以上の契約とします。ただし、<u>1,500万円</u>未満の場合で特別な理由がある場合には、<u>担当官</u>に申し出てください。 (3) <u>確定契約における</u>部分払は、<u>調達要求書等</u>に分割して納入することとなっている場合とします。 (4) 概算契約における部分払の割合は、納入既済部分の80%を限度とします。ただし、請求金額が履行完了部分の80%以内であることの確認を行います。 (5) 部分払の回数は、契約内容を勘案し定めます。 別紙様式第<u>15</u> 部分払適用申請書	表現を契約担当官等に統一する金額の表記の統一 契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する概算契約の場合も分納の時に適用するため。また、「調達要求書」は相手方が閲覧できるものではないため削除 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
第5章 契約の履行 1 債権の譲渡 契約の相手方が契約履行完了後に防衛省に対して有する債権及び製造請負契約、試作研究請負契約、研究委託契約又は役務請負契約に関して当該契約の履行完了前であって防衛省との間で成立している債権として企業会計上適切に計上された債権に関し、契約の相手方から当該債権の譲渡に関する申請及び承認の手続に関しては次の事項を確認してください。 (1) 譲渡の対象となる債権の範囲 この要領における譲渡の承認の対象となる債権の範囲は、次の各区分に従い各号に定めるところによります。 ア 契約履行完了後の債権（以下「短期債権」という。） 契約の相手方が取得する確定債権金額5千万円以上の債権のうち、契約担当官等又はその補助者が受領検査調書の交付をしているものであって、代金の支払がいまだ行われていないものの イ 契約履行完了前の債権（以下「長期債権」という。） 次の各号に該当する債権 (7) 契約担当官等が締結した1件1億円以上であって、契約期間が2以上の会計年度にわたる製造請負契約、試作研究請負契約、研究委託契約又は役務請負契約（ただし、継続して調達を行っている同一装備品又は同一目的の研究にあっては、履行中の契約を合算した額が1億円以上となるものを含む。）によるもの (4) 工事進行基準（企業会計原則に基づく基準をいう。以下同じ。）により、契約相手方の企業会計上の資産として計上されている債権の額（消費税及び地方消費税を除く。）であって、会計監査人の承認を得ているものであること。 (9) 前号に規定する承認を得ている債権の額から既前払金額、	第5章 契約の履行 1 債権の譲渡 契約の相手方が契約履行完了後に防衛省に対して有する債権及び製造請負契約、試作研究請負契約、研究委託契約又は役務請負契約に関して当該契約の履行完了前であって防衛省との間で成立している債権として企業会計上適切に計上された債権に関し、契約の相手方から当該債権の譲渡に関する申請及び承認の手続に関しては次の事項を確認してください。 (1) 譲渡の対象となる債権の範囲 この要領における譲渡の承認の対象となる債権の範囲は、次の各区分に従い各号に定めるところによります。 ア 契約履行完了後の債権（以下「短期債権」という。） 契約の相手方が取得する確定債権金額5千万円以上の債権のうち、契約担当官等又はその補助者が受領検査調書の交付をしているものであって、代金の支払がいまだ行われていないものの イ 契約履行完了前の債権（以下「長期債権」という。） 次の各号に該当する債権 (7) 契約担当官等が締結した1件1億円以上であって、契約期間が2以上の会計年度にわたる製造請負契約、試作研究請負契約、研究委託契約又は役務請負契約（ただし、継続して調達を行っている同一装備品又は同一目的の研究にあっては、履行中の契約を合算した額が1億円以上となるものを含む。）によるもの (4) 工事進行基準（企業会計原則に基づく基準をいう。以下同じ。）により、契約相手方の企業会計上の資産として計上されている債権の額（消費税及び地方消費税を除く。）であって、会計監査人の承認を得ているものであること。 (9) 前号に規定する承認を得ている債権の額から既前払金額、	

新	旧	備考
既部分払額（これらの額のうち債権の譲渡先へ引き渡されたことが確認できる額を除く。）及び既譲渡債権額を控除した額を超えないもの (2) 債権譲渡の条件等 ア 債権の譲渡は、個別の契約の債権ごとに申請及び譲渡することとし、個別の契約の債権を複数とりまとめて一括した債権の譲渡を行わないようお願いします。 イ 債権譲受人は、債権譲渡先の要件に合致する会社とし、次のいずれかに該当する会社とします。 (7) 信用力の高い適格機関投資家（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条の適格機関投資家をいう。以下同じ。）又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項の子会社をいう。以下同じ。）若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項の関連会社をいう。以下同じ。）で次に該当する会社 a 資本の額が5億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上である会社で、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2条の規定する監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けている会社 b 格付機関によりAランク以上（短期債務格付の場合はAランク相当以上）の格付を受けている会社 (4) 適格機関投資家の子会社又は関連会社（前号(7)の会社に当たらない場合に限る。）で、次に該当する会社又は特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項の特別目的会社で、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定される特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。	既部分払額（これらの額のうち債権の譲渡先へ引き渡されたことが確認できる額を除く。）及び既譲渡債権額を控除した額を超えないもの (2) 債権譲渡の条件等 ア 債権の譲渡は、個別の契約の債権ごとに申請及び譲渡することとし、個別の契約の債権を複数とりまとめて一括した債権の譲渡を行わないようお願いします。 イ 債権譲受人は、債権譲渡先の要件に合致する会社とし、次のいずれかに該当する会社とします。 (7) 信用力の高い適格機関投資家（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条の適格機関投資家をいう。以下同じ。）又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項の子会社をいう。以下同じ。）若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項の関連会社をいう。以下同じ。）で次に該当する会社 a 資本の額が5億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上である会社で、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2条の規定する監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けている会社 b 格付機関によりAランク以上（短期債務格付の場合はAランク相当以上）の格付を受けている会社 (4) 適格機関投資家の子会社又は関連会社（前号(7)の会社に当たらない場合に限る。）で、次に該当する会社又は特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項の特別目的会社で、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定される特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。	

新	旧	備考
別紙様式第 <u>12-4</u> 短期譲渡対象債権の特定に関する確認書 イ 審査及び決定 当該短期債権譲渡承認申請書を受理した場合には、申請内容が承認に必要な要件を満たしているものか、債権の譲渡を行っても契約の履行に支障がないものか、紛争を未然に防止する措置が講じられているものか否かについて審査を行います。 別紙様式第 <u>12-5</u> 短期債権譲渡確認事項 ウ 審査後の措置 前号イの規定により債権の譲渡の承認を決定した場合には、速やかに契約の相手方に通知します。ただし、債権の譲渡の承認を否とするときは、その理由について契約の相手方に申請書等を受理した日からおおむね1週間以内に通知します。当該期間以内に通知できない場合は、その旨を契約の相手方に通知します。 別紙様式第 <u>12-6</u> 短期債権譲渡承認書 (4) 長期債権の譲渡に係る承認手続 ア 申請書の提出等 長期債権の譲渡について承認を受ける場合には、長期債権譲渡承認申請書に必要な書類を添付して提出し、承認を受けてください。 別紙様式第 <u>12-7</u> 長期債権譲渡承認申請書 別紙様式第 <u>12-8</u> 長期債権譲渡申請添付書類 別紙様式第 <u>12-9</u> 長期債券譲渡先に関する質問及び回答 別紙様式第 <u>12-10</u> 長期譲渡対象債権の特定に関する確認書 別紙様式第 <u>12-11</u> 譲渡対象債権の特定に関する同意書 イ 審査及び決定 当該長期債券譲渡申請書を受理した場合には、申請内容が承認に必要な要件を満たしているものか、債権の譲渡を行っても	別紙様式第 <u>16-4</u> 短期譲渡対象債権の特定に関する確認書 イ 審査及び決定 当該短期債権譲渡承認申請書を受理した場合には、申請内容が承認に必要な要件を満たしているものか、債権の譲渡を行っても契約の履行に支障がないものか、紛争を未然に防止する措置が講じられているものか否かについて審査を行います。 別紙様式第 <u>16-5</u> 短期債権譲渡確認事項 ウ 審査後の措置 前号イの規定により債権の譲渡の承認を決定した場合には、速やかに契約の相手方に通知します。ただし、債権の譲渡の承認を否とするときは、その理由について契約の相手方に申請書等を受理した日からおおむね1週間以内に通知します。当該期間以内に通知できない場合は、その旨を契約の相手方に通知します。 別紙様式第 <u>16-6</u> 短期債権譲渡承認書 (4) 長期債権の譲渡に係る承認手続 ア 申請書の提出等 長期債権の譲渡について承認を受ける場合には、長期債権譲渡承認申請書に必要な書類を添付して提出し、承認を受けてください。 別紙様式第 <u>16-7</u> 長期債権譲渡承認申請書 別紙様式第 <u>16-8</u> 長期債権譲渡申請添付書類 別紙様式第 <u>16-9</u> 長期債券譲渡先に関する質問及び回答 別紙様式第 <u>16-10</u> 長期譲渡対象債権の特定に関する確認書 別紙様式第 <u>16-11</u> 譲渡対象債権の特定に関する同意書 イ 審査及び決定 当該長期債券譲渡申請書を受理した場合には、申請内容が承認に必要な要件を満たしているものか、債権の譲渡を行っても	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
契約の履行に支障がないものか、紛争を未然に防止する措置が講じられているものか否かについて審査を行います。 別紙様式第 <u>12-12</u> 長期債権譲渡確認事項 ウ 審査後の措置 前号イの規定により債権の譲渡の承認を決定した場合には、速やかに契約の相手方に通知します。ただし、債権の譲渡の承認を否とするときは、その理由について契約の相手方に申請書等を受理した日からおおむね1週間以内に通知します。当該期間以内に通知できない場合は、その旨を契約の相手方に通知します。 別紙様式第 <u>12-13</u> 長期債権譲渡承認書 2 契約に関する変更 契約に関し変更を必要とする場合は、変更契約書の作成をお願いしております。 3 担保物件の設定 抵当権、質権その他の担保物件（以下「担保物件」という。）の設定が契約書により禁止されている場合のほか、契約物品について担保物件を設定しようとするときは、あらかじめ次の事項を明らかにした書類を<u>契約担当官等</u>に提出し、承認を受けてください。 (1) 担保物件の設定を必要とする理由 (2) 設定しようとする担保物件の種類、内容及び範囲並びに担保権者の名称 (3) その他必要と認める事項 別紙様式第 <u>13</u> 担保設定承諾依頼書 4 上記の規定により契約担当官等の承認を受けて担保物件を設定した場合には速やかに次の書類を提出して下さい。 (1) 担保物件の種類、内容、範囲等を証する書類 ア 履歴事項全部証明書 イ 印鑑証明書 ウ 契約保証金等に関する委任状	契約の履行に支障がないものか、紛争を未然に防止する措置が講じられているものか否かについて審査を行います。 別紙様式第 <u>16-12</u> 長期債権譲渡確認事項 ウ 審査後の措置 前号イの規定により債権の譲渡の承認を決定した場合には、速やかに契約の相手方に通知します。ただし、債権の譲渡の承認を否とするときは、その理由について契約の相手方に申請書等を受理した日からおおむね1週間以内に通知します。当該期間以内に通知できない場合は、その旨を契約の相手方に通知します。 別紙様式第 <u>16-13</u> 長期債権譲渡承認書 2 契約に関する変更 契約に関し変更を必要とする場合は、変更契約書の作成をお願いしております。 3 担保物件の設定 抵当権、質権その他の担保物件（以下「担保物件」という。）の設定が契約書により禁止されている場合のほか、契約物品について担保物件を設定しようとするときは、あらかじめ次の事項を明らかにした書類を<u>契約課</u>に提出し、承認を受けてください。 (1) 担保物件の設定を必要とする理由 (2) 設定しようとする担保物件の種類、内容及び範囲並びに担保権者の名称 (3) その他必要と認める事項 別紙様式第 <u>17</u> 担保設定承諾依頼書 4 上記の規定により契約担当官等の承認を受けて担保物件を設定した場合には速やかに次の書類を提出して下さい。 (1) 担保物件の種類、内容、範囲等を証する書類 ア 履歴事項全部証明書 イ 印鑑証明書 ウ 契約保証金等に関する委任状	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約課は一部にしかないため修正 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
エ 契約一覧表 別紙様式第 <u>7-2</u> 契約保証金等に関する委任状 別紙様式第 <u>14</u> 契約一覧表 (2) その他必要として求められた書類 5 納入計画書 締結された契約について、契約書に基づき <u>契約担当官等</u> から納入計画書（工程表を含む。）の提出を求められたときは速やかに作成し提出してください。 別紙様式第 <u>15</u> （製造・役務・売買）納入計画書の提出について 6 下請負の申請 (1) 契約書又は仕様書等において、特別に定めたほか、契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、改修又は修理等（以下「製造等」という。）を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を <u>契約担当官等</u> に提出し承認を受けてください。 なお、秘密に関わるものについては、下請負の承認申請に際し誓約書を添付し提出してください。 別紙様式第 <u>16-1</u> 下請負承認申請（届出）書（承認書） 別紙様式第 <u>16-2</u> 秘密に関わる下請負について（申請） 別紙様式第 <u>16-3</u> 誓約書 (2) 契約物品の主要部分 前号に示した契約物品の主要部分とは、次に掲げるものをいいます。 ア 契約物品の特定物品に係る製造等に必要な技術又は生産設備を有していることが、随意契約の相手方又は指名競争の参加者に選定した理由となっている場合の当該特定部分 イ 本項アに規定する特定部分以外の部分についての技術又は生産設備を有していない場合において、契約担当官等が契約の履行を確保するため特に承認を必要と認める場合の当該部分 ウ 本項ア、イの場合のほか、担当官が特に必要と認める場合の	エ 契約一覧表 別紙様式第 <u>3</u> 契約一覧表 別紙様式第 <u>11-2</u> 契約保証金等に関する委任状 (2) その他必要として求められた書類 5 納入計画書 締結された契約について、契約書に基づき <u>契約課</u> から納入計画書（工程表を含む。）の提出を求められたときは速やかに作成し提出してください。 別紙様式第 <u>18</u> （製造・役務・売買）納入計画書の提出について 6 下請負の申請 (1) 契約書又は仕様書等において、特別に定めたほか、契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、改修又は修理等（以下「製造等」という。）を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を <u>契約課</u> に提出し承認を受けてください。 なお、秘密に関わるものについては、下請負の承認申請に際し誓約書を添付し提出してください。 別紙様式第 <u>19-1</u> 下請負承認申請（届出）書（承認書） 別紙様式第 <u>19-2</u> 秘密に関わる下請負について（申請） 別紙様式第 <u>19-3</u> 誓約書 (2) 契約物品の主要部分 前号に示した契約物品の主要部分とは、次に掲げるものをいいます。 ア 契約物品の特定物品に係る製造等に必要な技術又は生産設備を有していることが、随意契約の相手方又は指名競争の参加者に選定した理由となっている場合の当該特定部分 イ 本項アに規定する特定部分以外の部分についての技術又は生産設備を有していない場合において、契約担当官等が契約の履行を確保するため特に承認を必要と認める場合の当該部分 ウ 本項ア、イの場合のほか、担当官が特に必要と認める場合の	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約課は一部にしかないため修正 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約課は一部にしかないため修正 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
当該部分 (3) 下請負申請書の省略 当該年度に同種契約物品の契約実績があり、下請負承認を受けている場合で、同じ下請会社を使用する契約については、下請負申請を省略することができるものとし、その場合は、承認を受けた下請負承認書の写しを提出して下さい。 7 下請負の届出 契約物品の主要部分でない部分の製造等を第三者に請け負わせる場合は、下請負届出書を<u>契約担当官等</u>に提出してください。契約物品の主要部分でない部分とは、前項第2号の場合を除き監督又は検査を行うことと定められている部分をいいます。 別紙様式第<u>16-1</u> 下請負承認申請（届出）書（承認書） 別紙様式第<u>16-2</u> 秘密に関わる下請負について（申請） 別紙様式第<u>16-3</u> 誓約書 8 代理人の届出 (1) 契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、 次の事項を明らかにした書類を<u>契約担当官等</u>に提出して下さい。 ア 代理人の名称 イ 代理人の行う事務の範囲 ウ その他必要な事項 別紙様式第<u>2-1</u> 委任状（入札等） 別紙様式第<u>2-2</u> 委任状 別紙様式第<u>14</u> 契約一覧表 別紙様式第<u>17</u> 競争参加資格等に関する届出書 別紙様式第<u>18</u> 銀行振込依頼書 別紙様式第<u>19</u> コンプライアンス要求事項確認書 (2) 第1号でいう代理人とは、当該契約の履行に関し、<u>契約担当官等</u>に対してなすべき行為として定められている協議、承認の申	当該部分 (3) 下請負申請書の省略 当該年度に同種契約物品の契約実績があり、下請負承認を受けている場合で、同じ下請会社を使用する契約については、下請負申請を省略することができるものとし、その場合は、承認を受けた下請負承認書の写しを提出して下さい。 7 下請負の届出 契約物品の主要部分でない部分の製造等を第三者に請け負わせる場合は、下請負届出書を<u>契約課</u>に提出してください。契約物品の主要部分でない部分とは、前項第2号の場合を除き監督又は検査を行うことと定められている部分をいいます。 別紙様式第<u>19-1</u> 下請負承認申請（届出）書（承認書） 別紙様式第<u>19-2</u> 秘密に関わる下請負について（申請） 別紙様式第<u>19-3</u> 誓約書 8 代理人の届出 (1) 契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、 次の事項を明らかにした書類を<u>契約担当者</u>に提出して下さい。 ア 代理人の名称 イ 代理人の行う事務の範囲 ウ その他必要な事項 別紙様式第<u>2</u> 競争参加資格等に関する届出書 別紙様式第<u>3</u> 契約一覧表 別紙様式第<u>4-1</u> 委任状（入札等） 別紙様式第<u>4-2</u> 委任状 別紙様式第<u>5</u> 銀行振込依頼書 別紙様式第<u>6</u> コンプライアンス要求事項確認書 (2) 第1号でいう代理人とは、当該契約の履行に関し、<u>分任支出負担行為担当官等</u>に対してなすべき行為として定められている協	契約課は一部にしかないため修正 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する 本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する

新	旧	備考
請、届出等の事務の全部又は一部を契約相手方に代わって行う者をいいます。 9 作業員名簿 仕様書等によって、作業員名簿又は技術者（派遣員）名簿を提出しようとする場合は、次に掲げる手続に従ってください。 (1) 作成及び提出要領 仕様書等の定め書き及びその他の提出要領に従ってください。 (2) 提出時期 特に指示した場合及び特別な理由がある場合を除き、契約締結後速やかに提出してください。 別紙様式第20 作業員名簿 別紙様式第21 技術者（派遣員）名簿 10 仕様書等の疑義 仕様書等について疑義が生じた場合には、説明を求めてください。この場合、当該説明が文書においてなされるよう要求するときは、速やかに、当該事項を明らかにした書類を契約担当官等に提出し、疑義の申し出をしてください。この場合において当該疑義が製造等に重大な影響を及ぼすと認められるときは協議のうえ製造等を中止する場合があります。 別紙様式第22 伺い書 11 承認用図面等 契約条項又は仕様書により、承認を受けるため、図面、見本又は図書（以下「承認用図面等」という。）を提出しようとする場合は次に掲げる手続に従ってください。 (1) 作成及び提出要領 仕様書の定め書き及びその他の提出要領に従ってください。 (2) 提出時期 特に指示した場合及び特別な理由がある場合を除き、契約締結後速やかに提出して下さい。 (3) 留意事項	議、承認の申請、届出等の事務の全部又は一部を契約相手方に代わって行う者をいいます。 9 作業員名簿 仕様書等によって、作業員名簿又は技術者（派遣員）名簿を提出しようとする場合は、次に掲げる手続に従ってください。 (1) 作成及び提出要領 仕様書等の定め書き及びその他の提出要領に従ってください。 (2) 提出時期 特に指示した場合及び特別な理由がある場合を除き、契約締結後速やかに提出してください。 別紙様式第20 作業員名簿 別紙様式第21 技術者（派遣員）名簿 10 仕様書等の疑義 仕様書等について疑義が生じた場合には、説明を求めてください。この場合、当該説明が文書においてなされるよう要求するときは、速やかに、当該事項を明らかにした書類を契約課に提出し、疑義の申し出をしてください。この場合において当該疑義が製造等に重大な影響を及ぼすと認められるときは協議のうえ製造等を中止する場合があります。 別紙様式第22 伺い書 11 承認用図面等 契約条項又は仕様書により、承認を受けるため、図面、見本又は図書（以下「承認用図面等」という。）を提出しようとする場合は次に掲げる手続に従ってください。 (1) 作成及び提出要領 仕様書の定め書き及びその他の提出要領に従ってください。 (2) 提出時期 特に指示した場合及び特別な理由がある場合を除き、契約締結後速やかに提出して下さい。 (3) 留意事項	契約課は一部にしかないので修正

新	旧	備考
承認用図面に係る承認は、仕様書で要求した事項を変更するものではありません。したがって、仕様書に反するものは認められません。 別紙様式第23 承認願書 12 要役務箇所の届出 役務（修理、改造、改修、整備、組立等をいう。以下同じ。）請負契約において、契約書及び仕様書等に定める役務箇所以外について役務を行うべき箇所（以下「要役務箇所」という。）がある場合には、書面をもって届け出て下さい。この場合、当該役務に係る見積書を提出してください。 13 役務対象物品の引き渡し又は官給品等の支給及び貸付等 (1) 契約書及び仕様書の定めるところに従い役務の対象となる物品（以下「役務対象物品」という。）の引き渡し又は官給品及び貸付品（以下「官給品等」という。）の支給及び貸付（以下「引渡し等」という。）を受けようとする場合は、<u>契約担当官等</u>に申し出て、これに関する指示を受けて下さい。 (2) 契約書及び仕様書に定められていないが、官給又は借受の請求ができると契約条項等で定められている場合は、申し出をして官給品等を受領して下さい。 別紙様式第24 官給申請書（官給回答書） 別紙様式第25 借受申請書（借受回答書） 別紙様式第26 受領書 (3) 当該契約において役務対象物品又は官給品等に関し、損害保険を付することが条件となっている場合、必要な手続きを実施して下さい。 (4) 部隊又は機関の物品管理官から役務対象物品又は官給品等を受けたときは、これと引換えに受領書を物品管理官に提出して下さい。 (5) 出納及び保管 ア 役務対象物品又は官給品等の引き渡しを受けたときは、これ	承認用図面に係る承認は、仕様書で要求した事項を変更するものではありません。したがって、仕様書に反するものは認められません。 別紙様式第23 承認願書 12 要役務箇所の届出 役務（修理、改造、改修、整備、組立等をいう。以下同じ。）請負契約において、契約書及び仕様書等に定める役務箇所以外について役務を行うべき箇所（以下「要役務箇所」という。）がある場合には、書面をもって届け出て下さい。この場合、当該役務に係る見積書を提出してください。 13 役務対象物品の引き渡し又は官給品等の支給及び貸付等 (1) 契約書及び仕様書の定めるところに従い役務の対象となる物品（以下「役務対象物品」という。）の引き渡し又は官給品及び貸付品（以下「官給品等」という。）の支給及び貸付（以下「引渡し等」という。）を受けようとする場合は、<u>物品管理官</u>に申し出て、これに関する指示を受けて下さい。 (2) 契約書及び仕様書に定められていないが、官給又は借受の請求ができると契約条項等で定められている場合は、申し出をして官給品等を受領して下さい。 別紙様式第24 官給申請書（官給回答書） 別紙様式第25 借受申請書（借受回答書） 別紙様式第26 受領書 (3) 当該契約において役務対象物品又は官給品等に関し、損害保険を付することが条件となっている場合、必要な手続きを実施して下さい。 (4) 部隊又は機関の物品管理官から役務対象物品又は官給品等を受けたときは、これと引換えに受領書を物品管理官に提出して下さい。 (5) 出納及び保管 ア 役務対象物品又は官給品等の引き渡しを受けたときは、これ	契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する

新	旧	備考
を善良なる管理者の注意をもって保管してください。この場合において、出納及び保管の帳簿を備え、常にその状況を明らかにしておいてください。 イ 役務対象物品又は官給品等の引き渡しを受けたときは、当該契約の目的以外に使用又は利用することはできません。ただし承認を得た場合にはこの限りではありません。 (6) 返還 ア 次のいずれかに該当するときは速やかに物品管理官に返還して下さい。 (7) 役務対象物品から取り外し等の結果余剰物品が生じたとき (イ) 契約履行中に官給品等の全部又は一部が不用になったとき (ウ) 貸付品の貸付期限が到来したとき イ 本号アのいずれかに該当し当該物品を返還しようとするときは、返品書・材料使用明細書を作成のうえ当該返還品に係る返品書・材料使用明細書に物品管理職員等の記名押印を受け<u>た後、契約担当官等に写しを提出してください。</u> ウ この号ア・イの規定にかかわらず航空機等の契約に係るもので<u>契約担当官等</u>に提出する材料使用明細については、確認済みで契約相手方作成の電計処理帳票で足ります。 別紙様式第27 返品書・材料使用明細書 (7) 著作権等の処理 著作権、工業所有権等をめぐる紛争が起きた場合は、陸上自衛隊では責任を負わないこととしています。 14 監督及び検査の手続 (1) 契約条項の定めるところに従い、監督（下請負者に係る監督を含む。）を受けようとする場合には、特に示す場合を除き、製造等の契約に着手する前に、監督申請書を提出してください。 別紙様式第28 完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）	を善良なる管理者の注意をもって保管してください。この場合において、出納及び保管の帳簿を備え、常にその状況を明らかにしておいてください。 イ 役務対象物品又は官給品等の引き渡しを受けたときは、当該契約の目的以外に使用又は利用することはできません。ただし承認を得た場合にはこの限りではありません。 (6) 返還 ア 次のいずれかに該当するときは速やかに物品管理官に返還して下さい。 (7) 役務対象物品から取り外し等の結果余剰物品が生じたとき (イ) 契約履行中に官給品等の全部又は一部が不用になったとき (ウ) 貸付品の貸付期限が到来したとき イ 本号アのいずれかに該当し当該物品を返還しようとするときは、返品書・材料使用明細書を作成のうえ<u>契約課に提出し、確認を受けた後、</u>当該返還品に係る返品書・材料使用明細書に物品管理職員等の記名押印を受け<u>てください。</u> ウ この号ア・イの規定にかかわらず航空機等の契約に係るもので<u>契約課</u>に提出する材料使用明細については、確認済みで契約相手方作成の電計処理帳票で足ります。 別紙様式第27 返品書・材料使用明細書 (7) 著作権等の処理 著作権、工業所有権等をめぐる紛争が起きた場合は、陸上自衛隊では責任を負わないこととしています。 14 監督及び検査の手続 (1) 契約条項の定めるところに従い、監督（下請負者に係る監督を含む。）を受けようとする場合には、特に示す場合を除き、製造等の契約に着手する前に、監督申請書を提出してください。 別紙様式第28 完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）	契約課は一部にしかないので修正手続きについて陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書との整合を図る 契約課は一部にしかないので修正

新	旧	備考
指令書) (2) 提出期日は、原則として監督及び完成検査を行う場合にあつては、監督申請書と同時にします。また、完成検査のみを行う場合にあつては、完成検査希望日の15日前までに提出してください。 (3) 監督及び検査の実施 ア 監督 契約の履行途中において履行の立会い、工程管理など契約相手方に対して指示等を行い、契約の目的が実現されるよう処理する行為を監督といい、これを実施するため、契約担当官等の補助者として監督官がおかれています。監督官は原則として工事、製造その他の請負契約について義務づけられておりますが、請負以外の契約でも必要に応じて行うことがあります。また、常時継続的に行われる契約等については、監督官を契約相手方の工場、事業所等に常駐させる場合と、必要の都度、ある期間内で技術、原価上の調査監督を行う場合がありますが、具体的には契約時において明らかにします。 イ 検査 契約を履行し契約物品を納入するときに品質、数量等を確認する行為を検査といい、これを実施するため監督官と同様、契約担当官等の補助者として検査官がおかれています。 (7) 部分検査 検査は通常契約の全部が履行されたときに行うことになっておりますが、部分払の特約がある場合は既済部分についての検査を実施します。 (イ) 検査の時期 検査は契約の給付完了の届出を受理した日から、工事については14日以内、その他の給付については10日以内の日に行うことになっております。検査が契約相手方の工場等で実施することとなっている場合は、検査実施希望日の15日	指令書) (2) 提出期日は、原則として監督及び完成検査を行う場合にあつては、監督申請書と同時にします。また、完成検査のみを行う場合にあつては、完成検査希望日の15日前までに提出してください。 (3) 監督及び検査の実施 ア 監督 契約の履行途中において履行の立会い、工程管理など契約相手方に対して指示等を行い、契約の目的が実現されるよう処理する行為を監督といい、これを実施するため、契約担当官等の補助者として監督官がおかれています。監督官は原則として工事、製造その他の請負契約について義務づけられておりますが、請負以外の契約でも必要に応じて行うことがあります。また、常時継続的に行われる契約等については、監督官を契約相手方の工場、事業所等に常駐させる場合と、必要の都度、ある期間内で技術、原価上の調査監督を行う場合がありますが、具体的には契約時において明らかにします。 イ 検査 契約を履行し契約物品を納入するときに品質、数量等を確認する行為を検査といい、これを実施するため監督官と同様、契約担当官等の補助者として検査官がおかれています。 (7) 部分検査 検査は通常契約の全部が履行されたときに行うことになっておりますが、部分払の特約がある場合は既済部分についての検査を実施します。 (イ) 検査の時期 検査は契約の給付完了の届出を受理した日から、工事については14日以内、その他の給付については10日以内の日に行うことになっております。検査が契約相手方の工場等で実施することとなっている場合は、検査実施希望日の15日	

新	旧	備考
前までに完成検査申請書（監督を伴う完成検査を除く。）を提出していただくことになっていきますので、納期等との関係を考慮して早期に完成検査申請書を提出してください。 別紙様式第28 完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）指令書） (ウ) 受検準備 検査を契約相手方の工場等で行うかどうかは、契約の内容に応じてそれぞれ検査官から示しますが、通常は次のようなものが立会検査を必要とするものです。 a 仕様書等で検査場所が部隊外と定められているもの b 物品の性質により試験を必要とするもの c 納地が、各契約機関以外の場合 d 修理契約の場合 e <u>内蔵</u>部分を有する物品で完成後は分解不能のもの f その他特に必有的なもの 契約締結後速やかに検査官と調整し検査場所等の指示を受けてください。 検査を工場等で行うときは、通常次の準備が必要です。 (a) 検査設備、機器等（検定合格品） (b) 検査の立会 (c) 検査物品の展開及び収納 (d) 仕様書、図面 (e) 試験データ 検査に合格したときは、合格事項につき検査官が発行する完成検査合格証を受領し、次の検査（納入時等）のときにこれを提出してください。 別紙様式第29 完成検査合格証 (エ) 検査及び納入 契約物品の納入時における検査（以下「受領検査」という。）は、通常納入時において実施しますが、その内容は工場等に	前までに完成検査申請書（監督を伴う完成検査を除く。）を提出していただくことになっていきますので、納期等との関係を考慮して早期に完成検査申請書を提出してください。 別紙様式第28 完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）指令書） (ウ) 受検準備 検査を契約相手方の工場等で行うかどうかは、契約の内容に応じてそれぞれ検査官から示しますが、通常は次のようなものが立会検査を必要とするものです。 a 仕様書等で検査場所が部隊外と定められているもの b 物品の性質により試験を必要とするもの c 納地が、各契約機関以外の場合 d 修理契約の場合 e <u>内蔵</u>部分を有する物品で完成後は分解不能のもの f その他特に必有的なもの 契約締結後速やかに検査官と調整し検査場所等の指示を受けてください。 検査を工場等で行うときは、通常次の準備が必要です。 (a) 検査設備、機器等（検定合格品） (b) 検査の立会 (c) 検査物品の展開及び収納 (d) 仕様書、図面 (e) 試験データ 検査に合格したときは、合格事項につき検査官が発行する完成検査合格証を受領し、次の検査（納入時等）のときにこれを提出してください。 別紙様式第29 完成検査合格証 (エ) 検査及び納入 契約物品の納入時における検査（以下「受領検査」という。）は、通常納入時において実施しますが、その内容は工場等に	誤記修正

新	旧	備考
において品質検査を行ったものを除き、品質及び数量の確認です。したがって納入に際し次の点に留意してください。 a 納入は契約物品に納品書を添付して分任物品管理官に届け出、これを受理されたときに納入の日となります。納品書は<u>3</u>部提出です。 b 納品書は明確に記入し、納入の都度（分割納入の場合は分割した内容ごと）提出してください。 c 納入物品（包装）の中に納品書を封入して提出すると納品書の迅速な処理ができないほか、再包装の問題を生じますので絶対に納入物品の中に入れないようにお願いします。 d 受領検査は立会の有無にかかわらず行いますが、立会しなかった場合、その検査結果について異議を申し立てられても受理しないので、後日紛争が生じないよう努めて立会してください。また、宅配便等利用の場合は、宛先を確実に明記してください。 e 包装表示は、外装、内装ともに必要事項を正確に記入し各包装ごとに確実に表示してください。 f 大物及び一括多量に納入する場合は、事前に検査官と調整してください。 g 納入は、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入としています。したがって仕様書をよく確認してください。 h 取扱説明書を必要とする場合は、仕様書で定められた部数を納入物品と同梱してください。 別紙様式第30-1 糧食納品書・（受領）検査調書 別紙様式第30-2 納品書・（受領）検査調書 15 標準外作業（費）見積書の提出 標準内外作業方式契約の場合、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書を作成し、監督官の確認を得て指定され	において品質検査を行ったものを除き、品質及び数量の確認です。したがって納入に際し次の点に留意してください。 a 納入は契約物品に納品書を添付して分任物品管理官に届け出、これを受理されたときに納入の日となります。納品書は<u>6</u>部提出です。 b 納品書は明確に記入し、納入の都度（分割納入の場合は分割した内容ごと）提出してください。 c 納入物品（包装）の中に納品書を封入して提出すると納品書の迅速な処理ができないほか、再包装の問題を生じますので絶対に納入物品の中に入れないようにお願いします。 d 受領検査は立会の有無にかかわらず行いますが、立会しなかった場合、その検査結果について異議を申し立てられても受理しないので、後日紛争が生じないよう努めて立会してください。また、宅配便等利用の場合は、宛先を確実に明記してください。 e 包装表示は、外装、内装ともに必要事項を正確に記入し各包装ごとに確実に表示してください。 f 大物及び一括多量に納入する場合は、事前に検査官と調整してください。 g 納入は、仕様書において特に指定のない限り、新品による納入としています。したがって仕様書をよく確認してください。 h 取扱説明書を必要とする場合は、仕様書で定められた部数を納入物品と同梱してください。 別紙様式第30-1 糧食納品書・（受領）検査調書 別紙様式第30-2 納品書・（受領）検査調書 15 標準外作業（費）見積書の提出 標準内外作業方式契約の場合、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書を作成し、監督官の確認を得て指定され	契約相手方に負担をかけるべきではないため、原本1部、写し2部の提出とする。

新	旧	備考
た期日までに提出してください。 別紙様式第3 1 標準外（追加）作業（費）見積書 16 <u>作業</u>記録表の提出 役務請負契約の場合、日々の役務の実施について作業記録表を作成し、監督官の確認を受けてください。 別紙様式第3 2 作業記録表（役務完了調書） 17 整備診断明細書の提出 整備診断方式契約の場合、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書を提出してください。 別紙様式第3 3 整備診断明細書	た期日までに提出してください。 別紙様式第3 1 標準外（追加）作業（費）見積書 16 <u>業</u>記録表の提出 役務請負契約の場合、日々の役務の実施について作業記録表を作成し、監督官の確認を受けてください。 別紙様式第3 2 作業記録表（役務完了調書） 17 整備診断明細書の提出 整備診断方式契約の場合、契約履行期限内に要修理箇所、要交換箇所を診断して、整備診断明細書を提出してください。 別紙様式第3 3 整備診断明細書	誤記修正

新	旧	備考
第6章 契約の事故 1 値引納入 (1) 契約相手方の手違い等から納入物品の規格が若干相違したため、不合格となった物品について、契約相手方から値引納入の申請が提出された場合、次のいずれかの事項に該当するものに限り相当額を値引して受領する場合があります。 ア 不備の度合いが僅少で使用上支障がないとされる場合 イ 官側の使用計画上緊急に当該物品を必要とする場合 別紙様式第34-1 値引納入申請書 別紙様式第34-2 値引受領通知書 (2) 値引額の算定は、契約担当官等が算定し、その額を示しますもので異議がある場合は指定された期限までに異議を申し立ててください。もし期限までに異議申し立てがない場合は承諾されたものとして処理することになります。 2 不合格品等の処理 (1) 検査の結果、不合格となった場合は速やかに良品と引換え又は修理等を実施して再検査を受けてください。 (2) 不合格品を指定された期限内に引き取らない場合、当該不合格品を適当な場所に移し、又は他に委託して保管させることとなりますが、これに要する費用はすべて契約相手方の負担となります。 (3) 過納品についても不合格の処理に準じます。 3 履行延期 やむを得ない事由により履行が遅延する場合又は遅延が見込まれる場合には、速やかに連絡してその承認を受けてください。無断の遅延は陸上自衛隊の業務に重大な支障を及ぼすだけでなく契約相手方の誠意も疑われ業者指名の制限等にもつながりますので特に留意して下さい。 (1) 無償の履行延期	第6章契 契約の事故 1 値引納入 (1) 契約相手方の手違い等から納入物品の規格が若干相違したため、不合格となった物品について、契約相手方から値引納入の申請が提出された場合、次のいずれかの事項に該当するものに限り相当額を値引して受領する場合があります。 ア 不備の度合いが僅少で使用上支障がないとされる場合 イ 官側の使用計画上緊急に当該物品を必要とする場合 別紙様式第34-1 値引納入申請書 別紙様式第34-2 値引受領通知書 (2) 値引額の算定は、契約担当官等が算定し、その額を示しますもので異議がある場合は指定された期限までに異議を申し立ててください。もし期限までに異議申し立てがない場合は承諾されたものとして処理することになります。 2 不合格品等の処理 (1) 検査の結果、不合格となった場合は速やかに良品と引換え又は修理等を実施して再検査を受けてください。 (2) 不合格品を指定された期限内に引き取らない場合、当該不合格品を適当な場所に移し、又は他に委託して保管させることとなりますが、これに要する費用はすべて契約相手方の負担となります。 (3) 過納品についても不合格の処理に準じます。 3 履行延期 やむを得ない事由により履行が遅延する場合又は遅延が見込まれる場合には、速やかに連絡してその承認を受けてください。無断の遅延は陸上自衛隊の業務に重大な支障を及ぼすだけでなく契約相手方の誠意も疑われ業者指名の制限等にもつながりますので特に留意して下さい。 (1) 無償の履行延期	

新	旧	備考
天災地変、その他契約相手方の責に帰しがたい理由により履行遅延する場合は、納期前にその理由を詳記して履行延期を申請して下さい。契約相手方がこれらの事由を通常の注意義務によって予見でき、あるいは予見できたが相当の措置をとらなかった場合等を除き、真に契約相手方の責に帰すべきでないとした場合は無償で納期を遅延することとなります。 (2) 有償の履行延期 契約相手方の責に帰すべき理由によって履行延期となった場合は、納期の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じて遅延部分について契約条項に定める遅滞料を徴収します。遅滞料の徴収は通常代金支払のときに契約金額と相殺します。 別紙様式第35-1 契約履行延期（解除）申請書 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書 4 契約締結の辞退 (1) 契約締結辞退の申請 落札者が契約締結を辞退する場合は、速やかに契約辞退申立書を提出してください。 別紙様式第35-2 契約辞退申立書 (2) 違約金の徴収 落札者が契約締結に応じない場合は、違約金（落札金額の5パーセント以上）を徴収します。 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書 5 納入物品等の「かし」 納入物品等に「かし」がある場合の処理については、契約条項で明確にしますが、 次の点について特に留意して下さい。 (1) 保証期間 保証期間について当該物品の契約に使用した契約書、仕様書等にそれぞれ異なる保証期間を定めてある場合は特約のない限り長期の定めをした期間を適用します。	天災地変、その他契約相手方の責に帰しがたい理由により履行遅延する場合は、納期前にその理由を詳記して履行延期を申請して下さい。契約相手方がこれらの事由を通常の注意義務によって予見でき、あるいは予見できたが相当の措置をとらなかった場合等を除き、真に契約相手方の責に帰すべきでないとした場合は無償で納期を遅延することとなります。 (2) 有償の履行延期 契約相手方の責に帰すべき理由によって履行延期となった場合は、納期の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じて遅延部分について契約条項に定める遅滞料を徴収します。遅滞料の徴収は通常代金支払のときに契約金額と相殺します。 別紙様式第35-1 契約履行延期（解除）申請書 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書 4 契約締結の辞退 (1) 契約締結辞退の申請 落札者が契約締結を辞退する場合は、速やかに契約辞退申立書を提出してください。 別紙様式第35-2 契約辞退申立書 (2) 違約金の徴収 落札者が契約締結に応じない場合は、違約金（落札金額の5パーセント以上）を徴収します。 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書 5 納入物品等の「かし」 納入物品等に「かし」がある場合の処理については、契約条項で明確にしますが、 次の点について特に留意して下さい。 (1) 保証期間 保証期間について当該物品の契約に使用した契約書、仕様書等にそれぞれ異なる保証期間を定めてある場合は特約のない限り長期の定めをした期間を適用します。	

新	旧	備考
(2) 「かし」の判定 保証期間内に不具合個所が発生した場合、その不具合が「かし」に該当するか否かの判定は契約担当官等が調査し決定します。 (3) 「かし」の判定に対する処理 前号による調査の結果「かし」に該当すると判定された場合は所要の事項を記入したかし修補請求書を送付します。当該請求に対し、承諾される場合は、かし修補等承諾書を、異議がある場合は異議申立書をそれぞれ指定期限までに提出してください。 別紙様式第36-1 かし修補請求書 別紙様式第36-2 かし修補等承諾書 (4) 「かし」修補等の費用 「かし」修補等（新品との交換を含む）は速やかに実施していただきますがこれに要する費用は契約金額に含まれるものとします。 (5) 「かし」修補の完了 「かし」修補が完了した場合は、かし修補確認申請書を提出してください。物品等の納入に当たりましては、契約担当官等に確認をお願いします。また、物品等の納入の際は、修補完了届の提出をお願いします。 別紙様式第36-3 かし修補確認申請書（修補（品質・受領）確認指令書） 別紙様式第36-4 修補完了届（修補完了確認書） (6) 「かし」修補等の期間 「かし」修補等の期間内に修補等が完了しないときは一般の契約に準じて契約書に定められた遅滞料を徴収することになりますのでご注意ください。 6 契約の解除 契約締結後において、事情の変更、外部要因等によって契約の一部又は全部を解除せざるを得ない場合があります。このような場合は契約条項の定めに従って事務処理をしますがその原因によって	(2) 「かし」の判定 保証期間内に不具合個所が発生した場合、その不具合が「かし」に該当するか否かの判定は契約担当官等が調査し決定します。 (3) 「かし」の判定に対する処理 前号による調査の結果「かし」に該当すると判定された場合は所要の事項を記入したかし修補請求書を送付します。当該請求に対し、承諾される場合は、かし修補等承諾書を、異議がある場合は異議申立書をそれぞれ指定期限までに提出してください。 別紙様式第36-1 かし修補請求書 別紙様式第36-2 かし修補等承諾書 (4) 「かし」修補等の費用 「かし」修補等（新品との交換を含む）は速やかに実施していただきますがこれに要する費用は契約金額に含まれるものとします。 (5) 「かし」修補の完了 「かし」修補が完了した場合は、かし修補確認申請書を提出してください。物品等の納入に当たりましては、担当官に確認をお願いします。また、物品等の納入の際は、修補完了届の提出をお願いします。 別紙様式第36-3 かし修補確認申請書（修補（品質・受領）確認指令書） 別紙様式第36-4 修補完了届（修補完了確認書） (6) 「かし」修補等の期間 「かし」修補等の期間内に修補等が完了しないときは一般の契約に準じて契約書に定められた遅滞料を徴収することになりますのでご注意ください。 6 契約の解除 契約締結後において、事情の変更、外部要因等によって契約の一部又は全部を解除せざるを得ない場合があります。このような場合は契約条項の定めに従って事務処理をしますがその原因によって	契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する

新	旧	備考
取扱いが異なってきます。 (1) 無償の契約解除 天災地変、その他契約相手方の責に帰さない理由で契約を解除せざるを得なくなった場合、契約相手方は損害賠償をすることなく無償で契約を解除できます。しかしその原因について当然要求される注意義務を怠ったことによる契約解除の場合は無償で契約解除はできません。また、契約相手方はその責に帰さない理由についてはこれを立証する詳細な資料を提出してください。従って、無償で契約を解除できる場合はごく稀な場合に限定されます。 (2) 有償の契約解除 前号以外は全て有償の契約解除となり契約相手方は損害を負担することになります。 (3) 契約解除の申請 契約の解除を必要とする事態が発生した場合は速やかに契約解除申請書を提出して下さい。 (4) 違約金の徴収 ア 有償で契約を解除した場合、契約書等で約定した違約金及び実際の損害額を徴収します。 イ 虚偽の資料提出に対する違約金等の支払 契約の相手方は、資料の信頼性確保に関する特約条項に基づき行われる調査の後、虚偽の資料の提出及び提示が確認された場合には、当該約定に基づき違約金等を支払っていただきます。 別紙様式第35-1 契約履行延期（解除）申請書 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書	取扱いが異なってきます。 (1) 無償の契約解除 天災地変、その他契約相手方の責に帰さない理由で契約を解除せざるを得なくなった場合、契約相手方は損害賠償をすることなく無償で契約を解除できます。しかしその原因について当然要求される注意義務を怠ったことによる契約解除の場合は無償で契約解除はできません。また、契約相手方はその責に帰さない理由についてはこれを立証する詳細な資料を提出してください。従って、無償で契約を解除できる場合はごく稀な場合に限定されます。 (2) 有償の契約解除 前号以外は全て有償の契約解除となり契約相手方は損害を負担することになります。 (3) 契約解除の申請 契約の解除を必要とする事態が発生した場合は速やかに契約解除申請書を提出して下さい。 (4) 違約金の徴収 ア 有償で契約を解除した場合、契約書等で約定した違約金及び実際の損害額を徴収します。 イ 虚偽の資料提出に対する違約金等の支払 契約の相手方は、資料の信頼性確保に関する特約条項に基づき行われる調査の後、虚偽の資料の提出及び提示が確認された場合には、当該約定に基づき違約金等を支払っていただきます。 別紙様式第35-1 契約履行延期（解除）申請書 別紙様式第35-3 遅滞料（違約金）徴収判定書	

新	旧	備考
第7章 支 払 1 代金の支払 契約条項に定めるところに従って代金の支払を請求されるときは、所定の請求書を提出して下さい。 別紙様式第37 請求書 2 銀行振込依頼書の提出 各契約機関において、初めて契約をされた方は、銀行振込依頼書を提出して下さい。 なお、以前に提出された方においても、銀行振込依頼書の記載内容に変更があった場合は、再度速やかに提出して下さい。細部は、第1章第<u>3</u>項を参照してください。 3 請求書の確認 支払いに当たりましては、支払関係書類により速やかに行いますので、請求書は必ず次の事項を確認のうえ提出して下さい。 (1) 請求書の使用印鑑が登録印鑑と相違していないか、また印影が不鮮明でないか (2) 品名、規格、数量、単価、金額等が契約書と合致しているか 別紙様式第37 請求書	第7章 支 払 1 代金の支払 契約条項に定めるところに従って代金の支払を請求されるときは、所定の請求書を<u>契約課に提出して下さい。支払いに関する調整等は会計課と実施して下さい。</u> 別紙様式第37 請求書 2 銀行振込依頼書の提出 各契約機関において、初めて契約をされた方は、銀行振込依頼書を提出して下さい。 なお、以前に提出された方においても、銀行振込依頼書の記載内容に変更があった場合は、再度速やかに提出して下さい。細部は、第1章第<u>8</u>項を参照してください。 3 請求書の確認 支払いに当たりましては、支払関係書類により速やかに行いますので、請求書は必ず次の事項を確認のうえ提出して下さい。 (1) 請求書の使用印鑑が登録印鑑と相違していないか、また印影が不鮮明でないか (2) 品名、規格、数量、単価、金額等が契約書と合致しているか 別紙様式第37 請求書	契約課、会計課は一部にしかないので修正 第1章の項番号変更に伴う修正

新	旧	備考
第8章 雑 則 1 苦情の処理 契約の履行中又は履行完了後において、当該契約に関し、支障又は苦情があるときは、その旨を書面で契約担当官等に申し出て下さい。 なお、苦情等の申し出に対して事後不利な取扱いをするようなことは全くありません。 2 調達にかかわる事故防止 事故防止については、陸上自衛隊としては最も留意しているところであります。調達職員に金銭事故が発生しますと、双方とも刑法上の処分を受けるのはもちろんですが、事後官公庁との契約は一切禁止されることとなりますので厳に注意して下さい。 3 契約の相手方の提出資料の信頼性確保の施策 (1) 制度調査又は輸入調達調査の受け入れ ア 契約の相手方は、受け入れの要請があった場合には、制度調査又は輸入調達調査（輸入品等（防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）及び役務（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。）をいう。以下同じ）に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約の相手方が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）について、これを受け入れなければなりません。 イ 制度調査又は輸入調達調査は、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を契約の相手方に十分な猶予をもって通知し	第8章 雑 則 1 苦情の処理 契約の履行中又は履行完了後において、当該契約に関し、支障又は苦情があるときは、その旨を書面で契約担当者に申し出て下さい。 なお、苦情等の申し出に対して事後不利な取扱いをするようなことは全くありません。 2 調達にかかわる事故防止 事故防止については、陸上自衛隊としては最も留意しているところであります。調達職員に金銭事故が発生しますと、双方とも刑法上の処分を受けるのはもちろんですが、事後官公庁との契約は一切禁止されることとなりますので厳に注意して下さい。 3 契約の相手方の提出資料の信頼性確保の施策 (1) 制度調査又は輸入調達調査の受け入れ ア 契約の相手方は、受け入れの要請があった場合には、制度調査又は輸入調達調査（輸入品等（防衛省が直接又は輸入業者を通じて外国から調達する装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）及び役務（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。）をいう。以下同じ）に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と契約の相手方が提出し、又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）について、これを受け入れなければなりません。 イ 制度調査又は輸入調達調査は、日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を契約の相手方に十分な猶予をもって通知し	契約行為に関する官側の担当者の表現を契約担当官等に統一する

新	旧	備考
て行う定期調査及び臨時調査により実施します。制度調査での臨時調査にあつては、必要な事項の通知を当該臨時調査の開始時に行います。この際、臨時調査の円滑な実施を期すべく、次の資料を指定しますので常に提出又は提示できる体制を整えておいてください。 (ア) 原価計算及び原価計上並びに法令遵守に関する社内規則類 (イ) 作業現場における業務手続マニュアル (ウ) 原始伝票から原価元帳等までの一連の帳票類の一覧表及びこれらの帳票類の繋がりを示す系統図 (エ) 関係する情報システムの一覧及びこれらの情報システムの繋がりを示す系統図 ウ 原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、制度調査の定期調査及び臨時調査の実施期間中、フロアチェック（作業現場（契約の相手方の製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。）において、作業員等から作業内容について直接説明を聴取するとともに、聴取内容と契約の相手方の作業指示書、帳票類等を突合して行う確認作業をいう。以下同じ。）を受け入れなければなりません。フロアチェックは、実施日、調査対象者、質問事項その他調査を実施するうえで必要な事項を当該相手方とあらかじめ調整することなく、抜き打ちで実施します。 (2) 資料の提出又は提示 ア 原価計算、経費率算定及び特約条項により行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合は真正な資料を提出してください。 イ 資料を提出又は提示する場合に、虚偽の資料を提出又は提示した場合には、契約書における「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」及び「輸入品等に関する契約に係	て行う定期調査及び臨時調査により実施します。制度調査での臨時調査にあつては、必要な事項の通知を当該臨時調査の開始時に行います。この際、臨時調査の円滑な実施を期すべく、次の資料を指定しますので常に提出又は提示できる体制を整えておいてください。 (ア) 原価計算及び原価計上並びに法令遵守に関する社内規則類 (イ) 作業現場における業務手続マニュアル (ウ) 原始伝票から原価元帳等までの一連の帳票類の一覧表及びこれらの帳票類の繋がりを示す系統図 (エ) 関係する情報システムの一覧及びこれらの情報システムの繋がりを示す系統図 ウ 原価計算方式で予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、制度調査の定期調査及び臨時調査の実施期間中、フロアチェック（作業現場（契約の相手方の製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。）において、作業員等から作業内容について直接説明を聴取するとともに、聴取内容と契約の相手方の作業指示書、帳票類等を突合して行う確認作業をいう。以下同じ。）を受け入れなければなりません。フロアチェックは、実施日、調査対象者、質問事項その他調査を実施するうえで必要な事項を当該相手方とあらかじめ調整することなく、抜き打ちで実施します。 (2) 資料の提出又は提示 ア 原価計算、経費率算定及び特約条項により行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合は真正な資料を提出してください。 イ 資料を提出又は提示する場合に、虚偽の資料を提出又は提示した場合には、契約書における「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」及び「輸入品等に関する契約に係	

新	旧	備考
る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項」による違約金を支払っていただくことになります。 (3) 輸入品等に関する契約に係る価格等証明資料について ア 輸入品等に関する契約において、価格証明資料とはクォーテーションの原本、品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をいいます。 イ 輸入品等に関する役務請負契約において、価格等証明資料は、外国役務業者が発行したものに限ります。 ウ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、価格等証明資料は、外国製造業者が発行したものを原則とします。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとします。 エ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格証明資料が存在せず、かつ、契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと、及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由並びに契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとします。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとします。 オ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物	る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項」による違約金を支払っていただくことになります。 (3) 輸入品等に関する契約に係る価格等証明資料について ア 輸入品等に関する契約において、価格証明資料とは、<u>見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）</u>の原本、品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をいいます。 イ 輸入品等に関する役務請負契約において、価格等証明資料は、外国役務業者が発行したものに限ります。 ウ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、価格等証明資料は、外国製造業者が発行したものを原則とします。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないことの理由書及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとします。 エ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格証明資料が存在せず、かつ、契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと、及び契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないことの理由並びに契約の相手方による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとします。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとします。 オ 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、調達物	第3章5が同義語の初出であるため解説を移動する

新	旧	備考
品が流通業者所有中古品（サプラスユーズド）以外の場合で、これに準ずる場合（調達物品が流通業者所有の物品でサプラスユーズドと同様に外国製造業者からの価格等証明資料の入手が客観的に困難と認められる場合）においては、エに準じることとします。 カ 輸入品等に関する契約の相手方は、エ又はオに該当する場合は、契約担当官等に対し、事前にその旨を申し出てください。 キ 輸入品等に関する契約の相手方は、契約担当官等に対し、価格等証明資料のうち見積資料の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定により見積資料に代えて提出する資料をいう。）を契約締結時に、品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定により品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後速やかに提出しなければなりません。 ク 輸入品等に関する契約の相手方は、価格等証明資料の発行者から、当該価格等証明資料を契約担当官等に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとします。 ケ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により取得した装備品等に関し、輸入業者を相手方として外国での役務請負に係る契約を締結する場合については、ア、イ、キ及びクの規定を準用します。 (4) 関係資料等の保存 調達品等の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書に相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該調達物品等に係る事業所を単位として、当該調達物品等の代金の支払いが完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払いは前年度に支払いがあったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存していただく必要があります。 (5) コンプライアンス要求に係る事項	品が流通業者所有中古品（サプラスユーズド）以外の場合で、これに準ずる場合（調達物品が流通業者所有の物品でサプラスユーズドと同様に外国製造業者からの価格等証明資料の入手が客観的に困難と認められる場合）においては、エに準じることとします。 カ 輸入品等に関する契約の相手方は、エ又はオに該当する場合は、契約担当官等に対し、事前にその旨を申し出てください。 キ 輸入品等に関する契約の相手方は、契約担当官等に対し、価格等証明資料のうち見積資料の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定により見積資料に代えて提出する資料をいう。）を契約締結時に、品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（ウ又はエの規定により品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後速やかに提出しなければなりません。 ク 輸入品等に関する契約の相手方は、価格等証明資料の発行者から、当該価格等証明資料を契約担当官等に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとします。 ケ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により取得した装備品等に関し、輸入業者を相手方として外国での役務請負に係る契約を締結する場合については、ア、イ、キ及びクの規定を準用します。 (4) 関係資料等の保存 調達品等の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書に相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該調達物品等に係る事業所を単位として、当該調達物品等の代金の支払いが完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払いは前年度に支払いがあったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存していただく必要があります。 (5) コンプライアンス要求に係る事項	

新	旧	備考
ア コンプライアンス要求事項の確認原価計算方式によって予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、社内不正防止及び法令遵守に関する体制の一環として社内規則類において次に掲げる事項（以下「コンプライアンス要求事項」という。）を規定するとともに、これらが適切に達成されていることを証明するため、契約の締結に際して契約担当官等からの求めに応じ、法令遵守に関する社内規則と併せてコンプライアンス要求事項確認書を提出してください。ただし、同一年度において、当該相手方が同一の契約担当官等に当該確認書を提出している場合は、この限りではありません。 別紙様式第 <u>1.9</u> コンプライアンス要求事項確認書 (ア) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとってください。 (イ) この号(ア)の書面が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としてください。 (ウ) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知させてください。 (エ) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施してください。 (オ) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施してください。 イ 契約の相手方は、社内規則類がコンプライアンス要求事項を満たさない場合には、コンプライアンス要求事項確認書の提出日から3か月以内に、当該コンプライアンス要求事項を満たす	ア コンプライアンス要求事項の確認原価計算方式によって予定価格を算定している契約を締結している契約の相手方は、社内不正防止及び法令遵守に関する体制の一環として社内規則類において次に掲げる事項（以下「コンプライアンス要求事項」という。）を規定するとともに、これらが適切に達成されていることを証明するため、契約の締結に際して契約担当官等からの求めに応じ、法令遵守に関する社内規則と併せてコンプライアンス要求事項確認書を提出してください。ただし、同一年度において、当該相手方が同一の契約担当官等に当該確認書を提出している場合は、この限りではありません。 別紙様式第 <u>6</u> コンプライアンス要求事項確認書 (ア) 防衛省との契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとってください。 (イ) この号(ア)の書面が少なくとも契約履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査に際して確認できる体制としてください。 (ウ) 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全職員に適切に周知させてください。 (エ) 防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施してください。 (オ) 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内部監査を実施してください。 イ 契約の相手方は、社内規則類がコンプライアンス要求事項を満たさない場合には、コンプライアンス要求事項確認書の提出日から3か月以内に、当該コンプライアンス要求事項を満たす	本文の改正に伴う別紙様式番号の変更

新	旧	備考
ための社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定を行ってください。 ウ 常続的に契約を締結している契約の相手方に対しては、契約の締結に先立って年度当初にコンプライアンス要求事項確認書の提出を求める場合があります。 エ 防衛省は、コンプライアンス要求事項の実施状況を制度調査において確認します。この際、契約の相手方の本社コンプライアンス部門は、防衛省の行う確認に協力しなければなりません。 オ 契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、当該相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項達成のための是正措置を求めることがあります。 (ア) コンプライアンス要求事項の全てを満たす社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定の措置がとられない場合 (イ) コンプライアンス要求事項の実質的な実施が、防衛省が行う制度調査において確認できない場合 (6) 制度調査等の受け入れを拒否した場合等の措置 契約の相手方が次のいずれかに該当した場合には、当該相手方は防衛省として原価計算システム又は経理会計システムの適正性を確認できない状態にある者として、その後の契約の相手方としないことがあります。 ア 制度調査若しくは輸入調達調査の受け入れを拒否し、又は調査に必要な協力を行わない場合 イ コンプライアンス要求事項確認書の提出を拒否した場合 ウ 契約の相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めたにもかかわらず、具体的な改善が見られない場合 4 経費率資料の提出 (1) 指名競争契約及び随意契約の相手方（下請負者を含む。以下同じ。）となる場合について、契約担当官等が特に予定価格算定のた	ための社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定を行ってください。 ウ 常続的に契約を締結している契約の相手方に対しては、契約の締結に先立って年度当初にコンプライアンス要求事項確認書の提出を求める場合があります。 エ 防衛省は、コンプライアンス要求事項の実施状況を制度調査において確認します。この際、契約の相手方の本社コンプライアンス部門は、防衛省の行う確認に協力しなければなりません。 オ 契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、当該相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項達成のための是正措置を求めることがあります。 (ア) コンプライアンス要求事項の全てを満たす社内規則類の改正又は新たな社内規則類の制定の措置がとられない場合 (イ) コンプライアンス要求事項の実質的な実施が、防衛省が行う制度調査において確認できない場合 (5) 制度調査等の受け入れを拒否した場合等の措置 契約の相手方が次のいずれかに該当した場合には、当該相手方は防衛省として原価計算システム又は経理会計システムの適正性を確認できない状態にある者として、その後の契約の相手方としないことがあります。 ア 制度調査若しくは輸入調達調査の受け入れを拒否し、又は調査に必要な協力を行わない場合 イ コンプライアンス要求事項確認書の提出を拒否した場合 ウ 契約の相手方の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めたにもかかわらず、具体的な改善が見られない場合 4 経費率資料の提出 (1) 指名競争契約及び随意契約の相手方（下請負者を含む。以下同じ。）となる場合について、契約担当官等が特に予定価格算定のた	誤記修正

新	旧	備考
ため、あらかじめ当該相手方の加工費率、一般管理及び販売費率、支払利子率並びに利益率等（以下「経費率」という。）を算定しておく必要があると認めたときは、当該相手方は、契約担当官等からの通知により、経費率算定に必要な資料（原価計算規則、会計手続等を含む。）を遅滞なく経費率を算定する担当者に提出してください。 (2) 当該相手方が、経費率算定に必要な資料を正当な理由がなく提出を拒んだときは、指名競争契約及び随意契約の相手方としないことがあります。 5 暴力団排除に関する特約条項に基づく報告 暴力団排除に関する特約条項第6条に規定する暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当請求又は業者妨害等の不当介入を受けた場合の甲への報告は、別紙様式第<u>3.8</u>を用いて報告してください。 別紙様式第3.8 排除対象者による不当介入の概要 6 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項による報告 (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項に規定する保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るものの甲への報告は、別紙様式第<u>3.9</u>を用いて報告してください。 別紙様式第3.9 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項の速報（保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るもの） (2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項に規定するサーバ等（サーバ又はパソコンをいう。）の悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るものの報告は、別紙様式第<u>4.0</u>を用いて、次の手順で報告してください。	め、あらかじめ当該相手方の加工費率、一般管理及び販売費率、支払利子率並びに利益率等（以下「経費率」という。）を算定しておく必要があると認めたときは、当該相手方は、契約担当官等からの通知により、経費率算定に必要な資料（原価計算規則、会計手続等を含む。）を遅滞なく経費率を算定する担当者に提出してください。 (2) 当該相手方が、経費率算定に必要な資料を正当な理由がなく提出を拒んだときは、指名競争契約及び随意契約の相手方としないことがあります。 5 暴力団排除に関する特約条項に基づく報告 暴力団排除に関する特約条項第6条に規定する暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当請求又は業者妨害等の不当介入を受けた場合の甲への報告は、別紙様式第<u>4.1</u>を用いて報告してください。 別紙様式第3.8 排除対象者による不当介入の概要 6 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項による報告 (1) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項に規定する保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るものの甲への報告は、別紙様式第<u>4.2</u>を用いて報告してください。 別紙様式第3.9 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項の速報（保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るもの） (2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項に規定するサーバ等（サーバ又はパソコンをいう。）の悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るものの報告は、別紙様式第<u>4.3</u>を用いて、次の手順で報告してください。	本文中、別紙様式番号と添付の別紙様式番号との整合を図る。 本文中、別紙様式番号と添付の別紙様式番号との整合を図る。 本文中、別紙様式番号と添付の別紙様式番号との整合を図る。

新	旧	備考
別紙様式第40 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項の速報（サーバ又はパソコンの悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るもの） ア 緊急窓口への第一報 次の連絡先に電話連絡をお願いします。 連絡先：陸上幕僚監部装備計画部装備計画課補給管理班 電話 03-3268-3111 (内線 40752～40754) (FAX 40758) イ 上記緊急窓口で連絡がつかない場合の連絡先 次の連絡先に電話連絡をお願いします。 連絡先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付契約情報保全企画室 電話 03-3268-3111 (内線 35258) (夜間・休日等) 電話 080-8420-0628 ウ 甲への報告 ア又はイへの緊急連絡が終わったならば、速やかにその詳細を甲に報告してください。 7 秘密の保全等 (1) 契約の相手方は、契約条項に定める場合のほか、次に掲げる特約条項その他の秘密の保護等に関する特約条項が添付されている場合には、当該特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければなりません。 ア 特別防衛秘密の保護に関する特約条項 イ 防衛秘密の保護に関する特約条項 ウ 秘密保全に関する特約条項 (2) 秘密文書の複製等、秘密物件の下請等の許可の手続については、<u>契約担当官等</u>の指示に従って行わなければなりません。 8 第三者監査監督に関する届出	別紙様式第40 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項の速報（サーバ又はパソコンの悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るもの） ア 緊急窓口への第一報 次の連絡先に電話連絡をお願いします。 連絡先：陸上幕僚監部装備計画部装備計画課補給管理班 電話 03-3268-3111 (内線 40752～40754) (FAX 40758) イ 上記緊急窓口で連絡がつかない場合の連絡先 次の連絡先に電話連絡をお願いします。 連絡先：防衛装備庁装備政策部装備制度管理官付契約情報保全企画室 電話 03-3268-3111 (内線 35258) (夜間・休日等) 電話 080-8420-0628 ウ 甲への報告 ア又はイへの緊急連絡が終わったならば、速やかにその詳細を甲に報告してください。 7 秘密の保全等 (1) 契約の相手方は、契約条項に定める場合のほか、次に掲げる特約条項その他の秘密の保護等に関する特約条項が添付されている場合には、当該特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければなりません。 ア 特別防衛秘密の保護に関する特約条項 イ 防衛秘密の保護に関する特約条項 ウ 秘密保全に関する特約条項 (2) 秘密文書の複製等、秘密物件の下請等の許可の手続については、<u>物別部、調達会計部の担当職員</u>の指示に従って行わなければなりません。 8 第三者監査監督に関する届出	物別部、調達会計部は一部にしかないので修正

新	旧	備考
第三者監査監督の適用を変更等する場合は、第三者監査監督適用届出書を提出してください。 別紙様式第4 1 第三者監査監督適用（一部変更・取消し）届出書 9 インセンティブ契約制度 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準として、じ後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲（インセンティブ）の向上を図ることを趣旨としています。 (1) 契約の相手方がインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、原価改善提案書又は原価改善申告書を提出してください。 別紙様式第4 2－1 原価改善提案書 原価改善申告書 (2) 原価改善提案を採用決定し、又は原価改善申告を認定する場合は、確認書を相互に取り交わします。 別紙様式第4 2－2 インセンティブ契約制度に関する確認書 (3) 前号により確認書を取り交わした場合には、申請契約について、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」を付すものとします。 別紙様式第4 2－3 インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 （原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項） (4) 第2号により確認書を取り交わした場合には、1 5 日以内にイ	第三者監査監督の適用を変更等する場合は、第三者監査監督適用届出書を提出してください。 別紙様式第4 1 第三者監査監督適用（一部変更・取消し）届出書 9 インセンティブ契約制度 インセンティブ契約制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が原価改善提案又は原価改善申告（以下「原価改善提案等」という。）を採用し又は認定した場合に、コスト削減額の一部を考慮して計算した額を加算した計算価格を基準として、じ後の契約価格を決定することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲（インセンティブ）の向上を図ることを趣旨としています。 (1) 契約の相手方がインセンティブ契約制度の適用申請を行うときは、原価改善提案書又は原価改善申告書を提出してください。 別紙様式第4 2－1 原価改善提案書 原価改善申告書 (2) 原価改善提案を採用決定し、又は原価改善申告を認定する場合は、確認書を相互に取り交わします。 別紙様式第4 2－2 インセンティブ契約制度に関する確認書 (3) 前号により確認書を取り交わした場合には、申請契約について、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」を付すものとします。 別紙様式第4 2－3 インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 （原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項） (4) 第2号により確認書を取り交わした場合には、1 5 日以内にイ	

新	旧	備考
ンセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みに関する公示を各契約機関の掲示板及びホームページに掲示し、制度の適用を受ける期間におきまして新規参入を募ります。 (5) 前号の公示に対し、新規参入を希望する場合は、「インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書」を提出してください。当該申し込みを審査した結果、新規参入者として適正であると判定した場合には、以後の契約を当初の契約の相手方と新規参入者との指名競争契約によって契約するものとします。 別紙様式第42-4 インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書 (6) 前号による指名競争入札の入札者は、インセンティブ料（新規参入者にあつては、それに相当する額として、第10号による価格削減インセンティブ料）を含んだ価格によって入札を行ってください。 (7) 第5号による指名競争入札により、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って、当該新規参入者は、価格削減確認書を提出し、当初の契約の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束しなければなりません。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であつて、過去に同種契約に係る価格削減確認書を提出している場合はこの限りではありません。 別紙様式第42-5 価格削減確認書 (8) 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約を締結するときは、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項）」を付して、また、当初の契約の相手方と契約を締結するときは、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額	ンセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みに関する公示を各契約機関の掲示板及びホームページに掲示し、制度の適用を受ける期間におきまして新規参入を募ります。 (5) 前号の公示に対し、新規参入を希望する場合は、「インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書」を提出してください。当該申し込みを審査した結果、新規参入者として適正であると判定した場合には、以後の契約を当初の契約の相手方と新規参入者との指名競争契約によって契約するものとします。 別紙様式第42-4 インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への入札参加申請書 (6) 前号による指名競争入札の入札者は、インセンティブ料（新規参入者にあつては、それに相当する額として、第10号による価格削減インセンティブ料）を含んだ価格によって入札を行ってください。 (7) 第5号による指名競争入札により、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って、当該新規参入者は、価格削減確認書を提出し、当初の契約の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束しなければなりません。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であつて、過去に同種契約に係る価格削減確認書を提出している場合はこの限りではありません。 別紙様式第42-5 価格削減確認書 (8) 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約を締結するときは、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項）」を付して、また、当初の契約の相手方と契約を締結するときは、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を	

新	旧	備考
を保証する契約に適用する特約条項」を付して契約を締結します。 別紙様式第4 2－3 インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 (原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項) 別紙様式第4 2－<u>6</u> インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 (価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項) (9) 新規参入者が第7号に規定する価格削減確認書の提出を拒んだ場合には、指名競争入札における落札を取消し、当初の契約の相手方との随意契約を再開するものとします。新規参入者が価格削減確認書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とします。 (10) 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約するのが初回で、価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格削減インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格削減インセンティブ料とみなすものとします。 (11) 制度の適用を受ける期間において、当初の契約の相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとします。 なお、いずれか一方の者が指名は競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとします。 10 第8章までに記述した書類の提出先の一覧は、別紙第1のとおりです。	保証する契約に適用する特約条項」を付して契約を締結します。 別紙様式第4 2－3 インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 (原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項) 別紙様式第4 2－<u>3</u> インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項 (価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項) (9) 新規参入者が第7号に規定する価格削減確認書の提出を拒んだ場合には、指名競争入札における落札を取消し、当初の契約の相手方との随意契約を再開するものとします。新規参入者が価格削減確認書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とします。 (10) 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約するのが初回で、価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格削減インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の契約の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格削減インセンティブ料とみなすものとします。 (11) 制度の適用を受ける期間において、当初の契約の相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとします。 なお、いずれか一方の者が指名は競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとします。 10 第8章までに記述した書類の提出先の一覧は、別紙第1のとおりです。	誤記修正

新	旧	備考
別紙第1 主要書類提出等先一覧表	別紙第1 主要書類提出等先一覧表	

新	旧	備考
第9章 退職者を含む業界関係者との接触について 陸上自衛隊の調達関係職員の、防衛省の退職者を含む業界関係者の方々への対応が下記のとおりですので予めご了承方、お願い申し上げます。 1 業界関係者の方々と、防衛省の退職者である方は、訪問先の職員へ退職者である旨の申し出をお願いします。 2 今後、業界関係者の方々より下記に明示しました「働きかけ」が調達関係職員に対して行われた場合、次のような対応を取らせていただきますので十分にご注意下さい。 (1) 接触報告書を作成します。 (2) 必要に応じて、指名停止を講じ、働きかけの内容につきまして防衛省ホームページへ掲載されることがあります。 ※「働きかけ」というのは、下記3つの行為を言います。 ①法令等に違反する行為をすること。 ②職務上非公開とすべき情報の公開を唆すこと。 ③特定の業界関係者に対する有利または不利な取扱いを唆すること。 具体的な例としては、「調達に係る積算価格、予定価格、他の事業者等の見積価格など特定の事業者が不当に有利に又は不利になる情報漏洩を唆す」行為がこれにあたります。	第9章 退職者を含む業界関係者との接触について 陸上自衛隊の調達関係職員の、防衛省の退職者を含む業界関係者の方々への対応が下記のとおりですので予めご了承方、お願い申し上げます。 1 業界関係者の方々と、防衛省の退職者である方は、訪問先の職員へ退職者である旨の申し出をお願いします。 2 今後、業界関係者の方々より下記に明示しました「働きかけ」が調達関係職員に対して行われた場合、次のような対応を取らせていただきますので十分にご注意下さい。 (1) 接触報告書を作成します。 (2) 必要に応じて、指名停止を講じ、働きかけの内容につきまして防衛省ホームページへ掲載されることがあります。 ※「働きかけ」というのは、下記3つの行為を言います。 ①法令等に違反する行為をすること。 ②職務上非公開とすべき情報の公開を唆すこと。 ③特定の業界関係者に対する有利または不利な取扱いを唆すること。 具体的な例としては、「調達に係る積算価格、予定価格、他の事業者等の見積価格など特定の事業者が不当に有利に又は不利になる情報漏洩を唆す」行為がこれにあたります。	

新		旧		備考
別紙様式		別紙様式		本文の改正に伴う別紙様式番号の変更 誤記修正及び別紙様式番号の付与
別紙様式第1-1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)	別紙様式第1-1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)	
第1-2	競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)	第1-2	競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)・ <u>審査結果通知再発行届</u>	
<u>第1-3</u>	<u>一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知再発行届(物品製造等)</u>			
第 <u>2-1</u>	委任状(入札等)	第 <u>2</u>	競争参加資格等に関する届出書	
第 <u>2-2</u>	委任状	第 <u>3</u>	契約一覧表	
第 <u>3-1</u>	公募契約希望申請書	第 <u>4-1</u>	委任状(入札等)	
第 <u>3-2</u>	公募契約辞退申請書	第 <u>4-2</u>	委任状	
第 <u>4</u>	同等品判定依頼書	第 <u>5</u>	銀行振込依頼書	
第 <u>5-1</u>	保管金提出書	第 <u>6</u>	コンプライアンス要求事項確認書	
第 <u>5-2</u>	保管金受領書	第 <u>7-1</u>	公募契約希望申請書	
第 <u>5-3</u>	保管金振替書、保管金領収証書	第 <u>7-2</u>	公募契約辞退申請書	
第 <u>6-1</u>	保険証券提出書	第 <u>8</u>	同等品判定依頼書	
第 <u>6-2</u>	保険証券受領証書	第 <u>9-1</u>	保管金提出書	
第 <u>7-1</u>	保証事項に関する届出	第 <u>9-2</u>	保管金受領書	
第 <u>7-2</u>	契約保証金等に関する委任状	第 <u>9-3</u>	保管金振替書、保管金領収証書	
第 <u>7-3</u>	契約保証金支払に関する連帯保証状	第 <u>10-1</u>	保険証券提出書	
第 <u>8</u>	入札書、見積書	第 <u>10-2</u>	保険証券受領証書	
第 <u>9</u>	随意契約への新規参入申込書	第 <u>11-1</u>	保証事項に関する届出	
第 <u>10-1</u>	前金払申請書	第 <u>11-2</u>	契約保証金等に関する委任状	
第 <u>10-2</u>	前金払担保提出書	第 <u>11-3</u>	契約保証金支払に関する連帯保証状	
第 <u>10-3</u>	前金払担保提供免除申請書	第 <u>12</u>	入札書、見積書	
第 <u>10-4</u>	前金払使途明細書	第 <u>13</u>	随意契約への新規参入申込書	
第 <u>10-5</u>	前金払担保受領書	第 <u>14-1</u>	前金払申請書	
第 <u>11</u>	部分払適用申請書	第 <u>14-2</u>	前金払担保提出書	
第 <u>12-1</u>	短期債権譲渡承認申請書	第 <u>14-3</u>	前金払担保提供免除申請書	

新	旧	備考
第 <u>12-2</u> 短期債権譲渡申請添付書類	第 <u>14-4</u> 前金払使途明細書	
第 <u>12-3</u> 短期債権譲渡先に関する質問及び回答	第 <u>14-5</u> 前金払担保受領書	
第 <u>12-4</u> 短期譲渡対象債権の特定に関する確認書	第 <u>15</u> 部分払適用申請書	
第 <u>12-5</u> 短期債権譲渡確認事項	第 <u>16-1</u> 短期債権譲渡承認申請書	
第 <u>12-6</u> 短期債権譲渡承認書	第 <u>16-2</u> 短期債権譲渡申請添付書類	
第 <u>12-7</u> 長期債券譲渡承認申請書	第 <u>16-3</u> 短期債権譲渡先に関する質問及び回答	
第 <u>12-8</u> 長期債権譲渡申請添付書類	第 <u>16-4</u> 短期譲渡対象債権の特定に関する確認書	
第 <u>12-9</u> 長期債券譲渡先に関する質問及び回答	第 <u>16-5</u> 短期債権譲渡確認事項	
第 <u>12-10</u> 長期譲渡対象債権の特定に関する確認書	第 <u>16-6</u> 短期債権譲渡承認書	
第 <u>12-11</u> 譲渡対象債権の特定に係る同意書	第 <u>16-7</u> 長期債券譲渡承認申請書	
第 <u>12-12</u> 長期債券譲渡確認事項	第 <u>16-8</u> 長期債権譲渡申請添付書類	
第 <u>12-13</u> 長期債権譲渡承認書	第 <u>16-9</u> 長期債券譲渡先に関する質問及び回答	
第 <u>13</u> 担保設定承諾依頼書	第 <u>16-10</u> 長期譲渡対象債権の特定に関する確認書	
第 <u>14</u> 契約一覧表	第 <u>16-11</u> 譲渡対象債権の特定に係る同意書	
第 <u>15</u> (製造・役務・売買) 納入計画書の提出について	第 <u>16-12</u> 長期債券譲渡確認事項	
第 <u>16-1</u> 下請負承認申請(届出)書(承認書)	第 <u>16-13</u> 長期債権譲渡承認書	
第 <u>16-2</u> 秘密に係わる下請負について(申請)	第 <u>17</u> 担保設定承諾依頼書	
第 <u>16-3</u> 誓約書	第 <u>18</u> (製造・役務・売買) 納入計画書の提出について	
第 <u>17</u> 競争参加資格等に関する届出書	第 <u>19-1</u> 下請負承認申請(届出)書(承認書)	
第 <u>18</u> 銀行振込依頼書	第 <u>19-2</u> 秘密に係わる下請負について(申請)	
第 <u>19</u> コンプライアンス要求事項確認書	第 <u>19-3</u> 誓約書	
第20 作業員名簿	第20 作業員名簿	
第21 技術者(派遣員)名簿	第21 技術者(派遣員)名簿	
第22 伺い書	第22 伺い書	
第23 承認願書(承認書)	第23 承認願書(承認書)	
第24 官給申請書(官給回答書)	第24 官給申請書(官給回答書)	
第25 借受申請書(借受回答書)	第25 借受申請書(借受回答書)	
第26 受領書	第26 受領書	
第27 返品書・材料使用明細書	第27 返品書・材料使用明細書	

新		旧		備考
第28	完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）指令書）	第28	完成検査（監督）申請書（完成検査（監督）指令書）	誤記修正
第29	完成検査合格証	第29	完成検査合格証	
第30-1	糧食納品書・（受領）検査調書	第30-1	糧食納品書・（受領）検査調書	
第30-2	納品書・（受領）検査調書	第30-2	納品書・（受領）検査調書	
第31	標準外（追加）作業（費）見積書	第31	標準外（追加）作業（費）見積書	
第32	作業記録表（役務完了調書）	第32	作業記録表（役務完了調書）	
第33	整備診断明細書	第33	整備診断明細書	
第34-1	値引納入申請書	第34-1	値引納入申請書	
第34-2	値引受領通知書	第34-2	値引受領通知書	
第35-1	契約履行延期（解除）申請書	第35-1	契約履行延期（解除）申請書	
第35-2	契約辞退申立書	第35-2	契約辞退申立書	
第35-3	遅滞料（違約金）徴収判定書	第35-3	遅滞料（違約金）徴収判定書	
第36-1	かし修補請求書	第36-1	かし修補請求書	
第36-2	かし修補等承諾書	第36-2	かし修補等承諾書	
第36-3	かし修補確認申請書（修補（品質・受領）確認指令書）	第36-3	かし修補確認申請書（修補（品質・受領）確認指令書）	
第36-4	修補完了届（修補完了確認書）	第36-4	雌雄補完了届（修補完了確認書）	
第37	請求書	第37	請求書	
第38	排除対象者による不当介入の概要	第38	排除対象者による不当介入の概要	
第39	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項の速報（保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るもの）	第39	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第1項及び第3項の速報（保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等に係るもの）	
第40	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項の速報（サーバ又はパソコンの悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るもの）	第40	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第6条第2項の速報（サーバ又はパソコンの悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスに係るもの）	
第41	第三者監査監督適用（一部変更・取消し）	第41	第三者監査監督適用（一部変更・取消し）	

新		旧		備考
	届出書		届出書	
第42-1	原価改善提案書 原価改善申告書	第42-1	原価改善提案書 原価改善申告書	
第42-2	インセンティブ契約制度に関する確認書	第42-2	インセンティブ契約制度に関する確認書	
第42-3	インセンティブ制度の適用を受ける契約に 関する特約条項（原価改善提案等に係る確 認書によるコスト削減額を保証する契約に 適用する特約条項）	第42-3	インセンティブ制度の適用を受ける契約に 関する特約条項（原価改善提案等に係る確 認書によるコスト削減額を保証する契約に 適用する特約条項）	
第42-4	インセンティブ契約制度の適用を受ける契 約への入札参加申請書	第42-4	インセンティブ契約制度の適用を受ける契 約への入札参加申請書	
第42-5	価格削減確認書	第42-5	価格削減確認書	
第42-6	インセンティブ制度の適用を受ける契約に 関する特約条項（価格削減確認書による価格 削減額を保証する契約に適用する特約条項）	第42-6	インセンティブ制度の適用を受ける契約に 関する特約条項（価格削減確認書による価格 削減額を保証する契約に適用する特約条項）	

新

番号	書 類 名	部 数		提出の時期	説 明 事 項	提出先 (受領先)	様式番号等	本文説明箇所			本文説明箇所			本文説明箇所		
		原本	写し					章	項	号	章	項	号	章	項	号
45	保管金振込書 保管金振取証書				納付免除の場合は不要		別紙様式 第9-3	3	4	-	4	4	-			
46	保険証券提出書	1		落札後速やかに。			別紙様式 第10-1	3	4	-	4	4	-			
47	保険証券受領証書						別紙様式 第10-2	3	4	-	4	4	-			
48	保証事項に関する届出	1		落札又は商議成立後速やかに。			別紙様式 第11-1	3	4	-	4	4	-			
49	契約保証金等に関する委任状	1	1	委任する必要が生じたとき。	納付免除の場合は不要		別紙様式 第11-2	3	4	-	4	4	-			
50	契約保証金支払に関する連帯保証状	1		落札又は商議成立後速やかに。			別紙様式 第11-3	3	4	-	4	4	-			
51	見積資料等		個別調整	契約担当官等の指定する期日			様式随意	3	5	-	3	10	2			
52	入札書	1		入札の都度			別紙様式 第12	3	6	-	3	8	1	3	9	2
53	見積書	2		見積依頼の都度	入札書を抹消して使用		別紙様式 第12	3	6	-	3	10	1			
54	委任状（入札等）	1		入札書の提出を委任する場合			別紙様式 第4-1	3	8	3						
55	委任状	1		その他の契約行為を委任する場合			別紙様式 第4-2	4	2	3						
56	随意契約への新規参入申込書	1		申込みの都度	申込みに必要な書類を添付		別紙様式 第13	3	10	3						
57	前金払申請書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-1	4	5	-						
58	前金払担保提出書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-2	4	5	-						
59	前金払担保提供免除申請書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-3	4	5	-						

旧

番号	書 類 名	部 数		提出の時期	説 明 事 項	提出先 (受領先)	様式番号等	本文説明箇所			本文説明箇所			本文説明箇所		
		原本	写し					章	項	号	章	項	号	章	項	号
45	保管金振込書 保管金振取証書				納付免除の場合は不要		別紙様式 第9-3	3	4	-	4	4	-			
46	保険証券提出書	1		落札後速やかに。			別紙様式 第10-1	3	4	-	4	4	-			
47	保険証券受領証書						別紙様式 第10-2	3	4	-	4	4	-			
48	保証事項に関する届出	1		落札又は商議成立後速やかに。			別紙様式 第11-1	3	4	-	4	4	-			
49	契約保証金等に関する委任状	1	1	委任する必要が生じたとき。	納付免除の場合は不要		別紙様式 第11-2	3	4	-	4	4	-			
50	契約保証金支払に関する連帯保証状	1		落札又は商議成立後速やかに。			別紙様式 第11-3	3	4	-	4	4	-			
51	見積資料等		個別調整	入札予定日等から2週間前（基準）			様式随意	3	5	-	3	10	2			
52	入札書	1		入札の都度			別紙様式 第12	3	6	-	3	8	1	3	9	2
53	見積書	2		見積依頼の都度	入札書を抹消して使用		別紙様式 第12	3	6	-	3	10	1			
54	委任状（入札等）	1		入札書の提出を委任する場合			別紙様式 第4-1	3	8	3						
55	委任状	1		その他の契約行為を委任する場合			別紙様式 第4-2	4	2	3						
56	随意契約への新規参入申込書	1		申込みの都度	申込みに必要な書類を添付		別紙様式 第13	3	10	3						
57	前金払申請書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-1	4	5	-						
58	前金払担保提出書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-2	4	5	-						
59	前金払担保提供免除申請書	1		希望する場合は、契約後速やかに。			別紙様式 第14-3	4	5	-						

備考

本文中、第3章5との記述の整合を図るため別紙第1「主要書類提出等先一覧表」の関連部分を変更する

番号	書 類 名	部 数		提出の時期	説 明 事 項	提出先 (受領先)	様式番号等	本文説明箇所			本文説明箇所			本文説明箇所		
		原本	写し					章	項	号	章	項	号	章	項	号
90	承認書 (承認書)	3		必要の都度			別紙様式 第23	5	11	3						
91	官給申請書 (官給回答書)	2		必要の都度			別紙様式 第24	5	13	2						
92	借受申請書 (借受回答書)	2		必要の都度			別紙様式 第25	5	13	2						
93	受領書	6		必要の都度			別紙様式 第26	5	13	2						
94	返品書・材料使用明細書	6		必要の都度			別紙様式 第27	5	13	6						
95	完成検査（監督）申請書 (完成検査（監督）指合書)	3		契約後速やかに。	完成検査のみを行う場合は、完成検査希望日の15日前までに提出		別紙様式 第28	5	14	1	5	14	3			
96	完成検査合格証						別紙様式 第29	5	14	3						
97	種食納品書・（受領）検査調書	1	2	物品等の納入時			別紙様式 第30-1	5	14	3						
98	納品書・（受領）検査調書	1	2	物品等の納入時			別紙様式 第30-2	5	14	3						
99	標準外（追加）作業（費）見積書	6		必要の都度			別紙様式 第31	5	15	-						
100	作業記録表（役務完了調書）	4		必要の都度			別紙様式 第32	5	16	-						
101	整備診断明細書	6		必要の都度			別紙様式 第33	5	17	-						
102	値引納入申請書	1		値引判定の都度			別紙様式 第34-1	6	1	1						
103	値引受領通知書				当該通知に対し、異議がある場合は、異議申立書（様式随意）を提出		別紙様式 第34-2	6	1	1						
104	契約履行延期（解除）申請書	6		申請の都度	契約書の写しを添付		別紙様式 第35-1	6	3	2	6	6	4			

本文中、第5章14(3)イ(エ)aを変更したことに伴い別紙第1「主要書類提出等先一覧表」の関連部分を変更する

[illegible]

新										旧										備考		
別紙様式第35-3										別紙様式第35-3												
遅滞料（違約金）徴収判定書										遅滞料（違約金）徴収判定書												
承認番号 号（ . . ）について、次のとおり判定する。										承認番号 号（ . . ）について、次のとおり判定する。												
年 月 日										年 月 日												
殿										殿												
分任支出負担行為担当官(分任契約担当官) 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇										分任支出負担行為担当官(分任契約担当官) 陸上自衛隊〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇												
契約番号				品名								契約番号:		品名								不必要な記入箇所等の整理
納期				判定理由								金額¥		判定理由								
遅滞	納入年月日	有償延滞期間	日数	遅滞料該当分に相当する代金の金額	率	1日当り遅滞料	遅滞料金						遅滞料	該当確定金額¥								
		自至												納入年月日	有償延滞期間	日数	該当金額	遅滞料率	1日当り遅滞料	遅滞料金		
		自至													目至							
		自至													目至							
		自至													目至							
		自至													目至							
違約金	違約金該当分に相当する代金の金額				率	違約金				該 当 金 額						違約金率	違 約 金					
										合 計												